

第4次石垣市障がい者福祉計画
及び第4期石垣市障害福祉計画

ていだプラン



平成27年3月
沖縄県 石垣市



かいせつ
解説… 『ていだ』は^{おきなわほうげん}沖縄方言で『^{たいよう}太陽』のことです。

- ^{だれ}誰にも^わ分け^{へだ}隔てなく、^{あたた}温かく^{やさ}優しい^{ひかり}光を^て照らし^{つづ}続けてくれる^{たいよう}太陽のように、^{ひとびと}すべての人々が「^{とも}共に^{いき}生き^{いき}活きと^く暮らせる^{しゃかい}社会」^{めざ}づくりを^{めざ}目指します。
- ^{あか}明るい^{きぼう}希望を^いイメージする^め太陽のように、^{ひとびと}すべての人々が^{かがや}輝き「^{とも}共に^{かつどう}活動し、^{とも}共に^{じりつ}自立できる^{しゃかい}社会」^{めざ}づくりを^{めざ}目指します。

ひょうしきしえ
表紙挿絵

だい かい や え や ま ち く し ょ う し ゃ び じ ゅ つ て ん
第2回八重山地区障がい者美術展

じ ゅ し ょ う さ く ひ ん し あ わ は ね の
受賞作品「まーるの幸せを羽“ばいーぐる”に乗せて」

さ く し ゅ う ろ う け い ぞ く し え ん じ ゃ ゅ う し ょ
作 就 労 継 続 支 援 事 業 所 (ま - る)

はじめに

本市では、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、基本計画となる「第4次石垣市障がい者福祉計画」及び実施計画となる「第4期石垣市障害福祉計画」を策定しました。



この計画は、これまで掲げてきた「すべての市民が、それぞれの人格と個性を尊重し合う共生社会」の実現であり、地域社会の変化やニーズに柔軟に対応し、自分らしい社会生活を営むことを可能とする仕組みづくりを障がい者福祉施策に反映させるため、達成すべき施策の方向性や福祉サービス見込量を示すものであります。

策定にあたっては、これまで5年間の計画期間であった障がい者福祉計画を6年に変更し、3年を1期とする障害福祉計画との整合性を図りました。また、「第4次障がい者福祉計画」と「第4期障害福祉計画」の関係をわかりやすくするため、関連図を作成いたしました。

さらに、障がい者福祉計画にふさわしい「愛称」を公募したところ、多数の応募があり、「誰にも分け隔てなく、温かく優しい光を照らし続け、明るい希望をイメージする『太陽』(沖縄方言で「ていだ」という。)」を取り入れた「ていだプラン」が採用されました。

本市は、「日本一幸せあふれるまち石垣市」をめざしており、障害のある人もない人も共に助け合い、暮らしていけるノーマライゼーションの社会の実現に努めてまいります。

今後とも、計画の基本理念に掲げました「三共(ともに)の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の実現に向けて、市民と協働し、国や県、福祉関係機関と連携をはかりながら各種施策の推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました、石垣市障がい者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ワークショップ及びヒアリング、愛称募集にご協力いただき、貴重なご意見やご提言をいただきました市民や障がい者団体等、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

いしがきしちょう なかやま よしたか
石垣市長 中山 義隆

目 次

第4次石垣市障がい者福祉計画

第1章 計画策定の前提	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間の考え方	4
第2章 計画骨子の考え方	6
1 計画の基本理念	6
2 計画策定の基本視点	7
3 基本目標	8
4 施策の体系	10
第3章 推進施策	11
基本目標1 すべての市民がともに生き生きと暮らす社会	11
基本施策1 推進体制の整備	11
(1)啓発活動の推進	11
(2)障害を理由とする差別の解消	13
(3)福祉関係団体等の活動支援	14
(4)情報・コミュニケーション支援の充実	16
(5)権利擁護の推進	18
基本施策2 交流機会の充実	20
(1)交流の場の充実	20
(2)交流支援体制の確立	22
基本施策3 保健、医療体制の充実	24
(1)障害の早期発見と発達支援の充実	24
(2)医療受診に対する支援	26
基本目標2 すべての市民がともに活動する社会	28
基本施策1 人にやさしいまちづくり	28
(1)生活環境のバリアフリー化の推進	28
(2)移動・交通手段の充実	30
(3)防災・防犯対策の充実	31
基本施策2 雇用、就労環境の充実	33
(1)雇用、就労支援の充実	33
(2)就労機会の拡大と活動の場の創設	35
基本施策3 教育・保育、文化・スポーツの推進	37
(1)療育支援の充実	37
(2)教育・保育環境の充実	39

(3)文化、芸術、スポーツ・レクリエーションの充実	41
基本目標 3 すべての市民がともに自立する社会	43
基本施策 1 自立生活支援の拡充.....	43
(1)福祉サービスの拡充.....	43
(2)相談支援体制の拡充.....	45
(3)福祉人材の育成・確保.....	47
(4)経済的支援の推進	49
基本施策 2 住まいの確保	50
(1)障害に配慮した住宅の確保.....	50
基本施策 3 福祉施設等の整備促進.....	52
(1)福祉サービス施設等の整備促進	52
(2)既存福祉施設の機能拡充と利用負担軽減.....	53

第 4 期石垣市障害福祉計画

第 1 章 第 4 期障害福祉計画について	59
1 計画の基本的な考え方.....	59
2 障害福祉計画の変遷	59
3 第 4 期計画における成果目標と活動指標の関係.....	60
第 2 章 成果目標の設定指針及び目標値の設定	61
1 施設入所者の地域生活への移行における指針.....	61
2 施設入所者の地域生活への移行の目標.....	62
3 福祉施設から一般就労への移行	63
4 活動指標等の設定	66
5 地域生活支援事業の見込み量とその考え方.....	68

資料編

1 第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画策定の経緯.....	71
2 第 4 次石垣市障がい者福祉計画及び第 4 期石垣市障害福祉計画策定委員会設置要綱	72
3 第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画策定委員会名簿	74
4 第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画アンケート調査の概要	75
5 「第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画」策定にかかわるワー クショップの概要.....	91
6 「第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画」策定にかかわるヒア リングの概要	92
7 用語の解説.....	93

***** よく出てくる用語の説明 *****

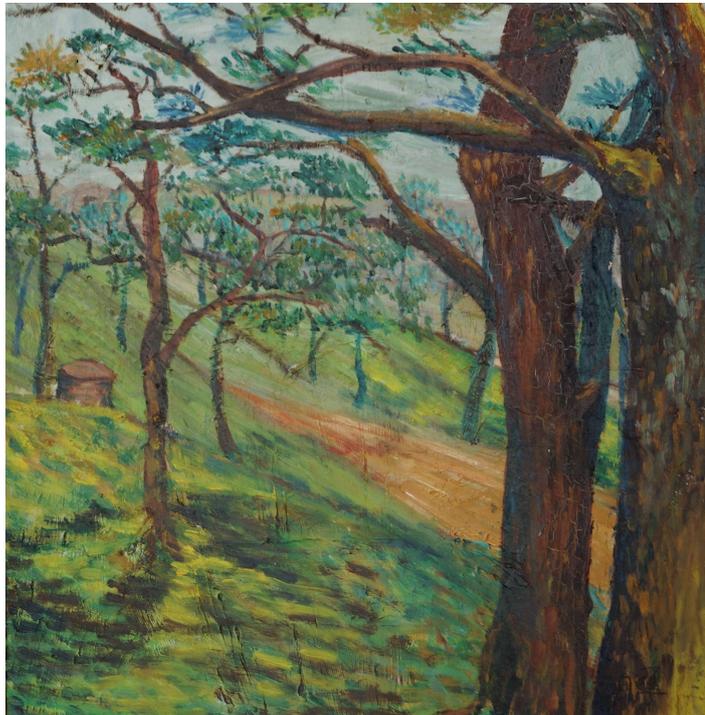
推進：はかどるように、積極的におこなうこと。

促進：はかどるように、促す、働きかけること。

充実：内容をもっと良くすること。

拡充：対象を増やし、内容をもっと良くすること。

だい じ いしがき し しょう しゃふく し けいかく
第4次石垣市 障がい者福祉計画



きしえ
挿絵

だい かい や えやまろく しょう しゃひじゆつてん てんじきくひん
第1回八重山地区障がい者美術展 展示作品

さくしゃ (こ) なかそね とちこ
作者 (故) 仲宗根 朝子

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成22年度から「第3次石垣市障がい者福祉計画」及び「第2期石垣市障害福祉計画」、平成24年度から「第3期障害福祉計画」を一体的に実施し、「三共（ともに）の心」でつくる、ゆめみらい・いしがきの基本理念の実現を図るため、みんなで支え合う・共生社会のなかで、障がい者の自立に向けた多様な障がい者福祉の施策を推進してきました。近年、障がい者を取り巻く環境は、障害者権利条約を批准する動きの中で大きく変化しています。本市が自指すこれからの障がい者福祉施策は、これまで掲げてきた「すべての市民が、それぞれの人格と個性を尊重し合う共生社会」の実現であり、地域社会の変化やニーズに柔軟に対応し、自分らしい社会生活を営むことを可能とする仕組みづくりを障がい者福祉施策に反映させるため、新たな法制度に基づき総合的に推進する「第4次石垣市障がい者福祉計画」（以下「第4次障がい者福祉計画」という。）及び「第4期石垣市障害福祉計画」（以下「第4期障害福祉計画」という。）を策定します。

	国、県における 障害者福祉施策の主な動向	石垣市障がい者福祉計画・障害福祉計画
平成21年度		第3次障がい者福祉計画の策定 ↓ 第2期障害福祉計画
平成22年度	「障害者自立支援法」の一部改正	第3次障がい者福祉計画
平成23年度	「障害者基本法」の一部改正	↓ 第3期障害福祉計画の策定
平成24年度	「障害者虐待防止法」の施行	第3期障害福祉計画
平成25年度	「障害者自立支援法」が 「障害者総合支援法」へ名称変更 「障害者差別解消法」の成立	↓
平成26年度	「沖縄県共生社会条例」施行	第4次障がい者福祉計画の策定 ↓ 第4期障害福祉計画の策定
平成27年度		第4次障がい者福祉計画 ↓ 第4期障害福祉計画
平成28年度	「障害者差別解消法」の施行	↓

2 計画の位置づけ

(1) 第4次障がい者福祉計画と第4期障害福祉計画の関係

① 第4次障がい者福祉計画

障害者基本法第11条3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として位置づけられます。

障害者基本法第11条3項

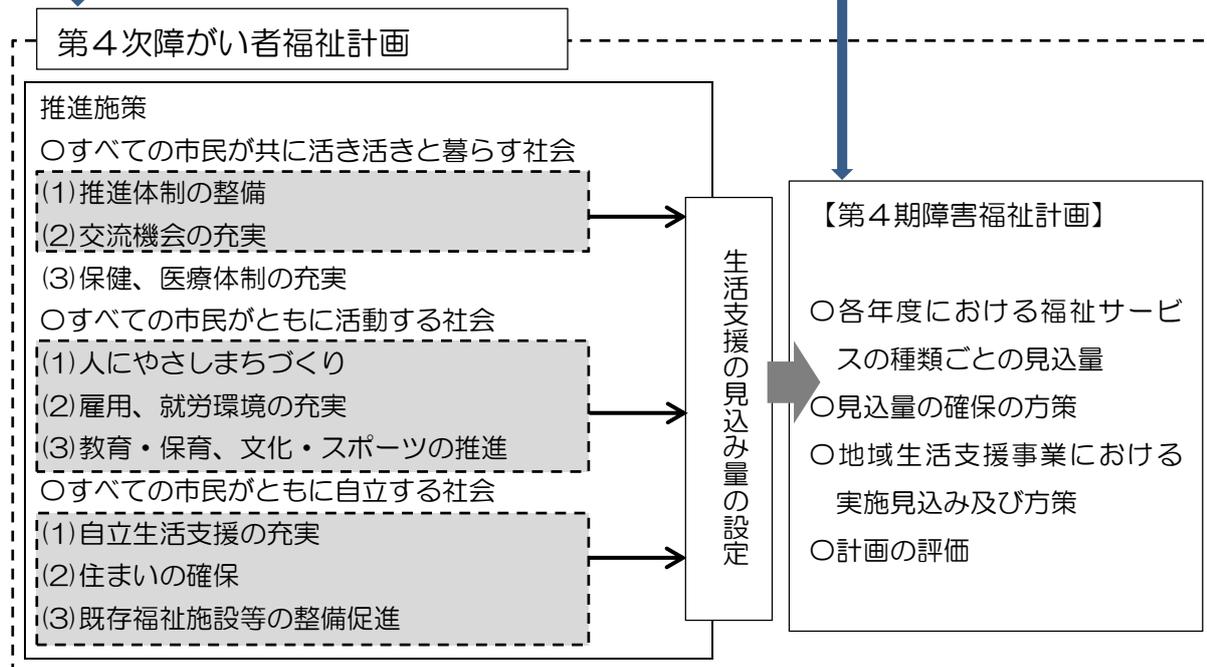
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 第4期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者福祉計画に即応し、障がい者福祉計画における推進施策の一部を下図のとおり包含するものとして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として位置づけます。したがって、計画に掲げる基本理念、基本目標等は障がい者福祉計画の内容を受け継ぐものとします。

障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

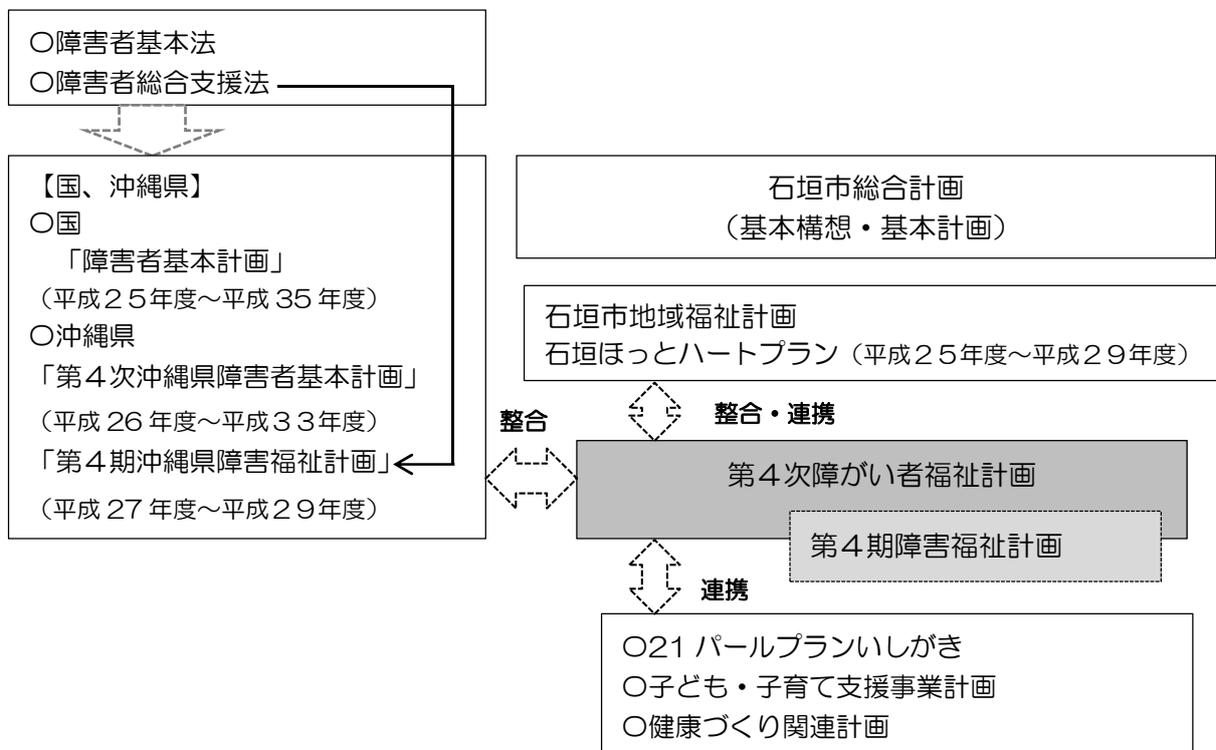


(2) その他計画との関係

本計画は、石垣市総合計画における障害福祉分野の基本指針に基づくものとし、市の福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つ計画として位置づけます。

また、障害者基本法及び障害者総合支援法が定める市町村計画として、障がい者に対する施策全般の方向性を示すとともに、障がい者の生活支援の充実に係わる事業目標を設定する計画として位置づけ、「第4次障がい者福祉計画」が「第4期障害福祉計画」を包含するものとして両計画を一体的に策定します。

【第4次障がい者福祉計画と他の計画との関係】



3 計画期間の考え方

「第4次障がい者福祉計画」が「第4期障害福祉計画」を包含するという位置づけを行っていることから、両計画は整合性をもって策定されるべきものです。

しかし、「第4期障害福祉計画」は障害福祉サービスの見込量を設定するものとして、3年を1期としています。一方、現行の「第3次障がい者福祉計画」の計画期間は5か年と設定されており、両計画の期間にズレが生じています。

したがって、「第4期障害福祉計画」の見直し時期に、中間見直しを必要に応じて実施できるように、「第4次障がい者福祉計画」の期間を6年間に変更します。

計画の期間

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者福祉計画	第4次障がい者福祉計画（6年）					
障害福祉計画	第4期障害福祉計画（3年）			第5期障害福祉計画（3年）		

4 計画の策定体制

(1) 計画策定の組織体制

① 石垣市障がい者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会の設置

障害福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障害福祉に関する事業に従事する者等を構成員とした策定委員会を設置し、計画案の検討・審議を行いました。

(2) 計画策定への障がい者の参加の位置づけ

第2次から第3次にわたる本市の「障がい者福祉計画」の策定においては当事者である障がい者の参加による計画策定に取り組んできました。

第4次障がい者福祉計画の策定においても、これまでの計画策定の考え方を受け継ぎ、実態及びニーズ調査の実施、障がい者を対象としたワークショップを開催するとともに、市内の障がい者団体及びサービス提供事業者等に対しヒアリングを実施しました。

①実態及びニーズ調査の実施

65歳未満の障がい者（児）を対象に、日常生活における生活課題、障害福祉サービスの利用状況や今後の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

②障がい者を対象としたワークショップの実施

障がい者を対象として、互いの障害を理解し合うとともに、日常生活等における課題やサービス利用等に対する問題点を把握するため、ワークショップを開催しました。

③障がい者団体等に対するヒアリングの実施

各障がい者団体や保護者の会等に対し、障がいのある方の介護や日常生活、社会参加、就労等の問題点、今後実施が望まれる障がい者施策等に関する意見交換の場としてヒアリングを実施しました。

④サービス提供事業者に対するヒアリングの実施

市内の障害福祉施設やサービス提供事業者等に対し、障害福祉サービスを提供する際の問題点や課題などの把握、今後のサービス提供体制の在り方などに関する意見交換の場としてヒアリングを実施しました。

第2章 計画骨子の考え方

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も、お互いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現と自己選択と自己決定により、自分らしい社会生活を営むことを可能とする仕組みを持つ社会の実現のために、

○すべての市民にとって暮らしやすい、やさしいまちであることをめざします。

○すべての市民が、人として限りなく尊ばれる社会の実現をめざします。

そのために、障がい者福祉施策や事業が絶え間なく続けられ、ノーマライゼーションの理念が深く浸透した「三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の実現をめざします。

*****	さん	きょう	の	こころ	*****
*	きょう	せい	の	こころ	: ともに生き活きと暮らす社会
*	きょう	どう	の	こころ	: ともに活動する社会
*	きょう	りつ	の	こころ	: ともに自立する社会

さんきょう 三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき

(2) 基本理念の考え方

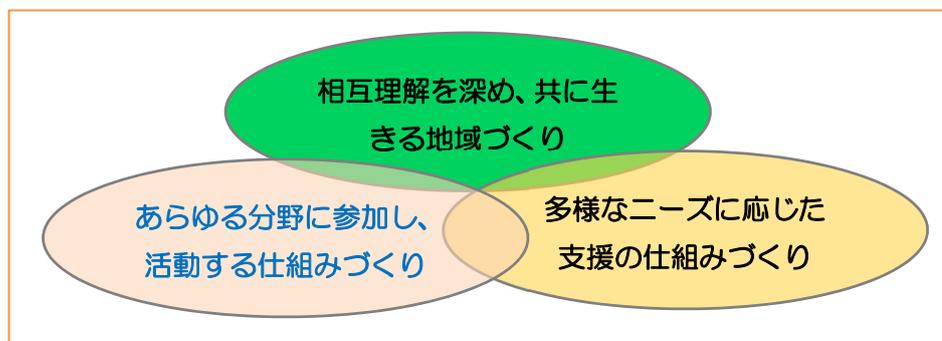
「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」において、障がい者施策については、障害のあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすために講じられるものとされています。

- 基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される
- 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現する
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられる
- 社会参加の機会や選択の機会が確保される
- 日常生活、社会生活を制約する社会における障壁の除去に資する

2 計画策定の基本視点

障がいのある人が、自らの能力を最大限に発揮し自己実現を果たしていくことを支援するため、計画策定に関わる視点を次のように設定します。

【計画の基本視点】



基本視点1

相互理解を深め、共に生きる地域づくり

障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合い助け合っていくことができる共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

すべての市民が相互理解を深め、ノーマライゼーションの理念が息づき共に暮らすことができる社会であるための取り組みを進めます。

基本視点2

あらゆる分野に参加し、活動する仕組みづくり

障がいのある人が、自らの選択と決定によってあらゆる社会活動に参加する機会が均等に確保されるよう、社会的なバリアが払しょくされた地域社会であることが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く等の場面において均等な機会が確保された社会参加を通して自らの力を発揮し、生き活きとした社会生活を営むことができる環境づくりに取り組みます。

基本視点3

多様なニーズに応じた支援の仕組みづくり

障害の重複化や発達が気になる児童、難病患者等への支援拡大検討など、対象を広げた多様な障がい者ニーズに柔軟に対応する谷間のない障がい者福祉施策の推進が求められています。

出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障害の特性やニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなど、自立生活を支援する仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本目標1

すべての市民がともに生き活きと暮らす社会

すべての市民に対する人権や利益等が擁護され、障害のあるなしにかかわらず、お互いを認め合い、差別意識をなくし支え合いながら共に生きるという認識を高めた地域社会のなかで安心して生き活きと暮らしていくことができる環境づくりが大切です。

障害に対する理解を深め、障害を理由とする偏見、差別などの意識的な障壁を取り除いていくとともに、障がいのある人に対する虐待防止対策、権利擁護のための取り組みや、多様な情報を得ながらあらゆる社会活動に自由に参加できる機会を均等に保障していく仕組みづくりを進めます。

また、障害の早期発見、治療、予防対策や発達の遅れ等が気になる児童に対する支援の充実を図るとともに、すべての市民が健康で豊かな日常生活を営むことができる多様な保健、医療体制の充実を図る取り組みを進めます。

基本目標2

すべての市民がともに活動する社会

すべての市民が、安全と安心感のある地域社会のなかで障害のあるなしによって分け隔てされることなく働くこと、スポーツ・レクリエーション、文化活動を行う事ができ、障害の特性に応じて、できる限り障がいのない児童と同様に教育を受けることができる環境づくりが必要です。

そのため、すべての市民がその能力を最大限に発揮し、自己実現を果たしていくことができるように、障害の特性に応じたより質の高い教育・保育を提供するとともに、生きがいをもって働くことができる雇用、就業環境の充実に向けた取り組みを進めます。

また、移動交通手段等の改善等を含めたバリアフリー化を推進するとともに、安全と安心感に支えられた地域づくりを進めます。

基本目標3

すべての市民がともに自立する社会

すべての市民が、自分らしい生き方を実現していくため、障害の程度や状況に応じた福祉サービスを自ら選択し利用できる仕組みづくりが必要です。

住み慣れた地域で生活の質を高め、自立生活や社会生活を営むことができるよう支援して
いくため、きめ細かな個別支援計画に基づく、福祉サービス提供体制の充実を図ります。

また、市民が抱える社会的な問題や悩み事に柔軟に対応していくため、石垣市障がい者
自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）、相談支援事業所や関係機関、団体との
ネットワークの構築を図るなど、障害の種別に応じた専門性の高い相談支援体制の整備を進
めます。

さらに、ボランティア活動への支援、福祉人材の育成確保を図るとともに、障がいのある人
の地域移行や在宅生活の継続を支援するための住宅確保対策、障害福祉サービスの充実、
福祉サービス施設の整備促進、既存福祉施設の整備拡充に向けた取り組みを進めます。

基本理念

三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき

- 計画の基本視点
- 〔1〕 相互理解を深め、共に生きる地域づくり
 - 〔2〕 あらゆる分野に参加し、活動できる仕組みづくり
 - 〔3〕 多様なニーズに応じた支援の仕組みづくり

三共の心

共

生

動

立

共

すべての市民がともに生き活きと暮らす社会

- 1 推進体制の整備
 - (1) 啓発活動の推進
 - (2) 障害を理由とする差別の解消
 - (3) 福祉関係団体等の活動支援
 - (4) 情報・コミュニケーション支援の充実
 - (5) 権利擁護の推進
- 2 交流機会の充実
 - (1) 交流の場の充実
 - (2) 交流支援体制の確立
- 3 保健、医療体制の充実
 - (1) 障害の早期発見と発達支援の充実
 - (2) 医療受診に対する支援

すべての市民がともに活動する社会

- 1 人にやさしいまちづくり
 - (1) 生活環境のバリアフリー化の推進
 - (2) 移動・交通手段の充実
 - (3) 防災・防犯対策の充実
- 2 雇用、就労環境の充実
 - (1) 雇用、就労支援の充実
 - (2) 就労機会の拡大と活動の場の創設
- 3 教育・保育、文化・スポーツの推進
 - (1) 療育支援の充実
 - (2) 教育・保育環境の充実
 - (3) 文化、芸術、スポーツ・レクリエーションの充実

すべての市民がともに自立する社会

- 1 自立生活支援の拡充
 - (1) 福祉サービスの拡充
 - (2) 相談支援体制の拡充
 - (3) 福祉人材の育成・確保
 - (4) 経済的支援の推進
- 2 住まいの確保
 - (1) 障害に配慮した住宅の確保
- 3 福祉施設等の整備促進
 - (1) 福祉サービスの整備促進
 - (2) 既存福祉施設の機能拡充と負担軽減

第3章 推進施策

基本目標 1 すべての市民がともに生き生きと暮らす社会

基本施策 1 推進体制の整備

(1) 啓発活動の推進

【現状と課題】

- アンケート調査による「地域や市民の障がい者に対する理解が深まったと思う割合」は24.8%と、いまだ低い状況にあります。
- 精神保健福祉普及月間でのパネル展やリレーエッセイ、障害者週間市民のつどいの開催、各課による研修会等を実施していますが、十分とは言えない状況にあります。平成28年度から講習会等の啓発事業実施を予定しています。

【市民の声】

- 障がい者に対してもっと理解して欲しい。地域の理解が進んでいくことを望みます。
- 学校（小・中・高）で障害に対する講話やロールプレイングなど道徳、ホームルームの時間に取り入れて話し、具体的な支援、心ある言葉のかけ方などを取り入れていくことを希望します。
- 障がい者の周りのの方々から変わっていかねば何の改善にもならないと思います。把握することはもちろんですが、啓発していく事も必要に思います。
- 障がい者に対して理解がないのではなくて、そういう機会がない、経験したことがないためにどうしていいのかわからないんだと思う。自分の子どもが発達障害だったことをきっかけに、いろいろ調べ、知ったことが多かった。
- 自分自身が障がい者になってわかったこともある。
- 私たち障がい者自身も、自らの声で、障害について理解を求める声を出していくことも必要。

《施策の方針》

障害にかかわる問題は、一人の人間として基本的な人権問題であり、すべての市民の共通の問題として捉えていく必要があります。

障害に対する様々な偏見や差別意識といった「こころのバリア」を取り除いていくため

の普及啓発活動や、多様な障害を理解していくための福祉教育などの充実を図ることが重要なこととなっています。

- 障害に対する理解と認識を深め、一人ひとりの人権が尊重される社会のなかで、共に生きる共生の心を育む普及啓発活動を推進します。
- 「障害者週間」等の各種行事などを中心に、市内の障がい者関係団体及び福祉関係団体等と連携し、障害や障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、当事者を講師とした講演会の開催や多様な交流機会の拡充を図るなど、「こころのバリア」を取り除くための多様な取り組みを積極的に進めます。
- 保育所（園）、幼稚園、各学校等との連携により、「車いす体験」、「アイマスク体験」等の体験学習や「特別支援学校」に通う子どもたちとの交流活動を積極的に支援するなど、幼少期から障害に対する理解を深める教育を推進します。
- 生涯学習の一環として開催されているまちづくり市民講座「ゆめみらい」等の活用を含めた各種学級及び講座等に障がい者福祉に関する学習内容を取り入れ、障害に対する理解を深める機会の充実を図ります。

《重点施策》

○広報・啓発活動の充実

○教育・保育の場における、福祉教育の推進

基本施策 1 推進体制の整備

(2) 障害を理由とする差別の解消

【現状と課題】

○アンケート調査による「差別や嫌な思いをしたことがある」とする回答割合は57.2%と過半数を占め、嫌な思いをした場所の上位は「外出先（47.5%）」、「学校や職場（37.7%）」、「住んでいる地域（22.8%）」等となっています。

【市民の声】

- 福祉の仕事に携わる施設等職員のレベルを上げてほしい。理解がない。障がい者はかわいそうな人ではありません。何もできない人でもありません。
- 障害があるなしに関係なく、差別をしないで助け合ってほしい。相談にのってほしい。
- 社会において差別・偏見がまだ感じられ、当事者本人の心のケアなどを講じてほしい。

《施策の方針》

障害者基本法では「社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならない」としています。この原則を真現化するため「障害者差別解消法」が制定されました。

障がいのある人が、どのような場においても社会的障壁を感じる事がないように、障害の特性に関わる配慮、障がいのある人の人格が尊重されるように、関係機関と連携した普及啓発活動に取り組み、障害を理由とした差別の解消施策を積極的に推進します。

- 障害を理由とする差別や嫌な思いをすることがないように、差別を感じる事が多いとされる地域や学校・職場（企業）等と連携し、障害を理由に不利益を被ることがないように啓発活動を行います。
- 当事者団体や福祉関係機関、団体等と連携し差別解消に向けた具体的施策の在り方や実施方法の充実に向けた取り組みを進めます。

《重点施策》

- 差別解消に向けた広報・啓発活動の推進
- 障害への理解、人権擁護に対する啓発活動の実施
- 出前講座等の啓発活動の充実

基本施策 1 推進体制の整備

(3) 福祉関係団体等の活動支援

【現状と課題】

- 市内には、八重山身体障害者福祉協会をはじめとする当事者団体や障がいのある子を持つ親の会等の団体等があります。
- 諸団体の活動への参加協力や、育成補助金を交付する等の活動支援を実施しています。

【市民の声】

- 病気であれ、障害であれ新生児として、生まれてから何回も手術をしていく親の経験を語る事ができればと思っています。だから、親の会を立ち上げ、新しく障がいのある子どもの保護者に、なにもかもはじめてのことをいろいろ教えていきたい。
- 市内に障がい者団体等は数多く存在するが、こうした団体が日常的に集まる場所や何かやろうとする時に使える場所がないので、みんなが利用できる場所を提供してもらいたい。(現在、石垣市社会福祉協議会(以下「社協」という)のボランティア室を月1回無料で利用しているが、その他の施設は有料)

《施策の方針》

障がいのある人の当事者団体や関係団体の活動は、障がいのある人の交流や生きがいづくりの場として、また、障害に関する多様な情報、会員相互の経験を活かした社会生活、日常生活に関するアドバイスを行うなど、住み慣れた地域での自立生活を支える重要な役割を担っています。今後とも、障害のある人の各ライフステージにおける多様な支援活動を行うことができるように、制度やサービス利用に対する情報の提供、利用できる場の創設、活動運営費の助成を行うなど、団体活動の円滑な運営に向けた支援を行います。

- 障がいのある人を社会全体で支えていくことができるよう地域ボランティア、障がい者団体の育成や立ち上げ支援を行います。
- 社会福祉協議会や関係機関と連携し、公共施設の利用に対する緩和を行うなど、各団体等が気軽に集まれる場の確保に向けた取り組みを進めます。
- 障害福祉サービスの利用や制度などに関する情報提供を積極的に行うとともに、円滑な活動を推進するための活動費の助成を含めた支援を行います。

《重点施策》

- 障がい者団体、NPO団体等の活動支援
- 活動の場の創設
- 施設利用緩和



第2回八重山地区障がい者美術展
受賞作品「むりぶしファミリー」
作 ちほりセンター（むりぶし）

基本施策1 推進体制の整備

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- アンケート調査による、福祉サービスに関する情報の入手先の第1位は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」で35.0%になっており、情報を容易に入手できるように音声や点字など、障害の特性に応じた情報提供を図る必要があります。
- 点字・声の広報等の発行を、委託事業により実施するとともに、専従手話通訳者1名を配置し、庁内通訳や派遣対応が不可能な時に代行通訳を実施しています。また、毎年、養成講座を開催していますが、派遣に繋がる程度の拡充が出来ず人員不足が課題となっています。
- 障がい者福祉施策の周知が不十分な状況にあるため、平成27年度に各種給付概要、発達支援に関する事項を含めた総合的なガイドブックの作成を予定しています。
- 平成24年度に、緊急時に手話通訳者を派遣することができる『八重山圏域聴覚障がい者緊急通報システム』を立ち上げ実施しております。消防本部も加盟していることにより救急車、消防車要請はできるようになりましたが、その他の緊急時の対応が不十分な状況にあります。

【市民の声】

- 利用したいサービスや必要とする情報を整理し、わかりやすいガイドブック等を作成してほしい。（必要な情報別のパンフレットや冊子・手引きなど）
- 地震、津波、台風などの災害発生情報を即時に伝えることができる情報伝達システムや設備を充実させてほしい。聴覚障がい者は、音だけではわからないので、迅速な対応が遅れる。目でも確認できるように、赤色灯等を併用した情報伝達機器があればよい。
- 病院、銀行、観光施設（空港、港）等においては、誰でもわかりやすい案内表示板や呼び出しベル等を設置してほしい。（視覚、聴覚障がい者への配慮）

《施策の方針》

障がいのある人が、住み慣れた地域で質の高い日常生活や社会生活をおくることができるようにあらゆる場面で、必要な情報を取得し、利用できる情報のバリアフリー化を推進するとともに、更なる円滑なコミュニケーション支援に努めます。

- 障がいのある人が必要とする情報の入手やコミュニケーションを容易に行うことができるよう手話、音訳、点訳、要約筆記等の拡充と、それらを担う人材の育成・確保及び関係機関との連携強化に努め情報のバリアフリー化やコミュニケーション支援の充実に取り組みます。
- 障がいのある人が台風、地震、津波などの災害発生時等における緊急時の情報を迅速かつ、正確に把握し迅速な行動を起こすことができるよう情報伝達手段の整備・拡充に努めます。
- 障がいのある人の積極的な社会参加や日常生活に必要な各種支援施策や支援機関等の情報、支援内容を整理し、障がいのある人に分かりやすく提供していくため、パンフレットや総合ガイドブックの作成、インターネット、二次元バーコード等を活用した情報提供に向けた取り組みを進めます。
- 各種関係団体等との定期的な懇談会や情報交換会を開催し、最新の制度情報やサービスメニュー等の説明、情報提供を行うなど、必要とする情報をわかりやすく伝える機会の充実を図ります。

《重点施策》

- インターネット、二次元バーコード等を活用した多様な情報提供基盤の整備
- 音訳、点訳等による情報提供やコミュニケーション支援の充実
- 「福祉ガイド」、「福祉マップ」等の作成
- 手話通訳者や音訳者等の人材育成の充実
- 聴覚障がい者緊急通報システムの充実
- 関係機関との定期的な懇談会や情報交換会の開催

基本施策1 推進体制の整備

(5) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 平成24年10月「石垣市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人の権利擁護に関する相談や虐待防止対策に対する取り組みを進めていますが、アンケート調査による同センターの認知度は「わからない」の回答が73.4%となっており、センター自体の存在やセンター機能に対する周知が課題となっています。
- 平成23～26年度中、障がいのある人の成年後見制度における市町村申立利用者は2名となっています。潜在的な利用意向があるものと考えられますが、アンケート調査による「成年後見制度の認知度」では、内容を知らないとする割合が74.4%となっており、制度利用に対する周知が課題となっています。
- 選挙や司法手続き等において、障害を理由に公平さに欠ける実態があることも、人権擁護の観点から課題となっています。

【市民の声】

- 不当な扱いを受けた場合に、弁護士やケアワーカー等に気軽に相談できる場所等があればよい。(なかなか、人権擁護員や社協さんが実施する相談等の情報が得られず、つながりにくい)

《施策の方針》

市民一人ひとりの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、福祉サービスを主体的に選択し、住み慣れた地域社会のなかで自分らしく暮らし続けることを保障する環境づくりや、介助者や家族等の高齢化を見据えた成年後見制度の必要性の高まりを踏まえ、成年後見制度の利用に対する普及啓発を図るなど、障がいのある人の人権擁護に対する取り組みを進めます。

- 日常生活上や福祉サービスを利用する場合に不利益を受けないよう日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、利用を促していくための支援を行います。
- 関係機関等と連携し成年後見制度の周知活動を行うとともに、制度利用を促進します。
- 「沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、沖縄県と連携し、障がいのある人の権利擁護を推進する体制づくりに取り組みます。
- 「石垣市障がい者虐待防止センター」において関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待防止と被害者保護への取り組みを実施します。

○選挙における投票場の設備や投票の在り方、司法手続きに要する意思疎通支援の在り方について、実態調査や改善に向けた環境整備の推進に努めます。

《重点施策》

- 障がいのある人の権利擁護に対する取り組み
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知と実態把握
- 石垣市障がい者虐待防止センターの機能強化
- 選挙や司法手続き等における環境整備



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品 「八角凧」

作者 南風立 剛

基本施策2 交流機会の充実

(1) 交流の場の充実

【現状と課題】

- 地域活動支援センターや福祉施設等の協力により実施していますが、休日の居場所がない状況にあり、いつでも気軽に集まれる場の整備が課題となっています。
- 中央運動公園施設の無料化を実施していますが、健康福祉センターを含むその他公共施設においても利用緩和を望む声が多くあります。

【市民の声】

- ボランティアなど、学生時代にもっと多くの交流機会があれば、世の中もっと理解ある大人が増えると思う。理解ある大人（親）が増えれば、自然に子ども達も理解します。
- 市内に障害者団体等は数多く存在するが、こうした団体が日常的に集まる場所や何かやろうとする時に使える場所がないので、みんなが利用できる場所を提供してほしい。（現在、社協のボランティア室を月1回無料で利用しているがその他の施設は有料）
（再掲）

《施策の方針》

障がいのある人と多くの市民が多様な機会を通して交流し、障害に対する理解を深め、お互いの立場を尊重することができる環境づくりに取り組みます。また、障がいのある人同士が集い、活動の輪を広げていくことができるように、居場所等の交流の場を拡充します。

- 地域活動支援センター、福祉施設、親の会、関係団体等との連携により身近な地域での交流の場づくりに努めます。
- 各地域の自治公民館、子どもセンター並びに公共施設の利用状況や空きスペース等の状況等を踏まえ、身近な地域で気軽に集まり、ゆんたく（おしゃべり、団らん）や情報交換、交流活動などが行える居場所づくりを進めます。

《重点施策》

- 多様な関係機関との連携による交流機会の充実
- 公共施設の有効活用と施設利用緩和の推進

- みぢかなちいま地域でのいばしょ居場所づくり
- こみニけーコミュニケーションしえん支援のじゅうじつ充実
- ちいま地域かつどうしえん活動支援せんたーセンターのかくじゅう拡充

基本施策2 交流機会の充実

(2) 交流支援体制の確立

【現状と課題】

- 同行援護等のサービスの提供やイベント会場、講演会場等に手話通訳者等の派遣事業を実施していますが請負者、登録者の拡充が課題となっています。
- 「地域福祉ネットワーク推進会」における定例的な会議の開催、要援護者訪問、見守り、社協ボランティアセンターによる交流会などを開催しています。
- アンケート調査において、地域活動に参加している割合は、31.0%程度となっています。
- 平成23年度に、障がい者スポーツをとおして八重山地区の障害福祉ネットワークの構築と障がい者の社会参加の促進、余暇活動の普及及び充実を図る目的で、当事者団体、障害福祉サービス提供事業所及び行政機関等で組織する「八重山地区障がい者スポーツ大会実行委員会」を発足しました。平成25年度には、文化面にも活動の枠を広げ、余暇活動のさらなる充実を図るため、「八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会」へ名称を変更し、毎年、「八重山地区障がい者スポーツ大会」と「八重山地区障がい者美術展」を開催しています。

【市民の声】

- 石垣島まつり会場で、障がい者専用駐車スペースを確保してもらえたことができた、こうした配慮をすべてセットにして整備してくれると、気軽に祭りやイベント等に参加しやすい。こうした環境整備をお願いしたい。

《施策の方針》

障がいのある人が、自由に集い、気の合う仲間をつくることや多様な市民と語り合い、ゆったりとした時間を過ごす等、地域のなかで生きがいを見つけ自分らしく、生活の質を高めていくことができる環境づくりに取り組みます。

- 保育所（園）、幼稚園、学校教育機関等相互の連携により、幼児期から障がいのある人との交流機会の充実に努め、障害に対する理解を深める活動を支援します。
- 「障がい者週間・市民のつどい」等の行事を活用し、障がいのある、なしに関わらず全ての市民が交流を深める機会の充実に努めます。
- 憩いの場や交流活動を支援していくとともに、障がいのある人にかかわるイベント

を支援するボランティア、NPO団体等の活動を支援します。

- 交流の場となる公共施設等のバリアフリー化や施設利用に対する緩和を図るとともに、イベント会場や交流の場等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行う等コミュニケーション支援の充実に努めます。
- 多様な社会参加を促進していくため、イベント会場や公共施設における障がい者専用駐車場の確保を行うなど障害に配慮した付帯施設の設置を進めます。

《重点施策》

- スポーツ・レクリエーション、文化活動事業の充実
- コミュニケーション支援の充実
- 八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携強化

基本施策3 保健、医療体制の充実

(1) 障害の早期発見と発達支援の充実

【現状と課題】

- 発達障がい児（LD、ADHD、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）に対するニーズの高まりの中で、母子保健事業や医療機関、教育・保育との一貫した連携体制の構築を図るとともに、専門性を高めた人材等の適正配置等による早期発見、早期支援体制の一層の充実が必要です。
- 生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導を健康福祉センター等で行っており、障害の要因となる疾病の早期発見、早期治療に努め、健康づくりに取り組んでいます。
- 平成26年度より健康福祉センターが相談窓口となって、乳幼児健診において支援が必要となる子どもたちに対し、就学・就労支援まで途切れることなく一貫した支援を行う発達支援システムの構築に取り組んでいます。
- 平成27年度に各種給付概要、発達支援に関する事項を含めた総合的なガイドブックを作成する予定です。（再掲）

【市民の声】

- 石垣市に巡回診療で来るのは神経の先生。発達障害に関して専門家の先生は沖縄県にはいない。専門医を一人でもいいので沖縄県に派遣してほしい。
- 小児発達センターがないので、小さいころから訓練できる場所がほしい。

《施策の方針》

発達障害、難病等を含め、障害の種類は多種多様化しています。現在実施している各種健診や健康相談、保健師による保健指導等の充実を図るとともに、教育・保育関係機関や地域の子育て支援の場との連携による「気づき」等を通じた障害の早期発見・早期支援へと導く施策の充実を図るとともに、生活習慣の改善を含めた予防対策の充実と早期治療へとつなぐ取り組みを進めます。

また、子どもの発達が気になる保護者が、発達支援の必要性や障害を受け入れ、子どもの状況に応じた適切な発達支援ができる体制づくりに取り組みます。

- 特定健診、特定保健指導の充実等、健康づくりに対する取り組みの強化に努め、適切な生活習慣の確立、生活習慣病の予防対策に取り組めます。
- 医療機関、関係団体との連携により、ストレスや心の病気に対する正しい知識や情報

を提供する機会として「こころの輪の集い」の充実を図ります。また、こころの健康づくり等に対し身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを進めます。

○乳幼児健康診査の充実を図るとともに、沖縄県が実施する市町村発達障害者支援体制サポート事業と連携した事後フォローの充実を図ります。また、保育所、子育て支援拠点施設等と連携し、「気づき」による早期発見を支援する体制を整えるなど、障害の早期発見と適切な支援につなぐ体制整備に取り組みます。

○福祉保健所、医療機関等との連携強化に努め、一貫した相談体制に基づき、一人ひとりの状況に応じた継続性のある適切な支援へとつなぐ発達支援システム構築の推進や、多様な専門職による包括的な発達支援に向けた諸施策に取り組みます。

《重点施策》

○障害の予防対策の充実

○早期発見・早期支援に向けた体制強化

○療育相談支援の取組み強化

○各種乳幼児健康診査、特定健診、保健指導の充実

○心の健康づくり事業の推進

○発達支援システム構築の推進



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品「ガラスアート」

作 地域活動支援センター（むゆる館）

(2) 医療受診に対する支援

【現状と課題】

○発達^{はつたつ}が^き気になる^こ子も^{ふく}含めた、^{はつたつ}発達^{しょう}障^{がい}の^{うたが}疑^いの子^こども^{しえん}支援^にの^こニーズ^にが^{たか}高^{なか}まる^{なか}中で、^{けん}県^{ない}内^いにおいて^{せん}専門^{いり}医療^{きかん}機^{かん}関^{など}等^なが^あ不^{そく}足^てして^{きせつ}いる^{いり}ため、^{てきせつ}適^{いり}切^{よう}な^{しえん}医療^{じゆしん}受^う診^うを受ける^うため^にに^て長^{ちやう}期^{きかん}間^ま待^すた^むさ^むれる^こなど、^{いり}ス^ムー^ずな^{いり}医療^{きかん}機^{かん}関^の受^{じゆしん}診^{しん}にか^かわ^るる^{たい}体^{せい}制^づくり^がが^もと^と求^めら^れて^いま^す。

【市民の声】

- 発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}や^び病^び気^きに^{たい}対^{して}、^{せん}専^{ちん}門^{ちん}知^し識^き、^あア^ドバ^イス^がが^でき^るる^{じん}人^{ざい}材^ふが^あ不^{そく}足^てして^{きせつ}いる^{いり}ため^に適^{てき}切^{せつ}な^ふ情^{じゆ}報^{ほう}を^え得^るこ^とが^でき^ない^い。(^{しん}神^{けい}経^{ない}内^か科^{など})
- 発達^{はつたつ}障^{しょう}害^{がい}等^の診^{しん}断^{だん}や^{しょう}障^{しょう}害^{がい}の^{じょう}状^{きょう}況^おに^お応^じじ^{せん}た^ちる^{ちり}専^{ちり}門^{ちり}的^{ちり}な^{ちり}治^{ちり}療^うを^う受^うける^うため^に、^{ほん}本^{とう}島^いに^いか^なけ^らば^なら^ない^い状^{じょう}況^{きょう}が^おお^ちり^{ちり}多^{ちり}い^{ちり}が^お治^{ちり}療^うや^{にゅう}入^{ちり}院^{いん}等^{とう}に^{とも}伴^なう^こ交^{こう}通^{つう}費^ひ、^つ付^{つき}添^そい^ひ費^ひ用^{よう}な^どの^ふ負^{たん}担^{だん}が^おお^お大^おき^いい^ため、^ひ費^ひ用^{たん}負^{たん}担^{だん}の^{けい}軽^{げん}減^{さく}策^{じつ}を^し実^{じつ}施^しし^ても^らい^たい^い。また、^{しん}診^{しん}察^{さつ}費^ひの^{はら}払^い戻^もし^て手^て続^{つづ}き^が病^び院^{いん}で^で出^で来^きると^{たす}助^{たす}かる。
- 術^{じゆつ}後^ごの^{けい}経^{けい}過^か観^{かん}察^{さつ}等^の、^{なん}南^{なん}部^ぶ医^い療^{りょう}セ^{せん}ン^たー^こ等^と連^{れん}携^{けい}した^{じゆん}巡^{くわん}回^い診^{しん}療^{りょう}(²、³ヶ^か月^{げつ}に¹回^{かい}程^{てい}度^ど)^をを^お願^{ねが}い^がし^{たい}い^い。(お^おか^おし^いい^いと^お思^おっ^ても^お本^{ほん}島^{とう}ま^で行^いく^こに^なる^ので^お我^が慢^{まん}し^てい^るケ^ケー^スが^おお^お多^たい^い)
- 新^{あたら}しい^び病^び院^{いん}(^や八^や重^ま山^{びやう}山^{いん}病^び院^{いん}の^た建^た替^かえ^{せい}整^び備^び)^では、^{しん}診^{しん}察^{さつ}の^{じゆん}順^{じゆん}番^{ばん}が^き来^きた^こと^をを^し知^しら^せる^よ呼^よび^だ出^だし^べル^のの^せ設^せ置^ちや^{しょう}障^{しょう}害^{がい}に^{はい}配^{はい}慮^{りょ}した^せ設^せ備^び(^{とく}特^{とく}別^{べつ}な^へ部^ぶ屋^{やう}等^{など})^をを^と整^とえ^てほ^しい^い。
- 付^{つき}添^そい^のの^お親^{おや}は、^{にゅう}入^{にゅう}院^{いん}の^き期^き間^{かん}中^{ちゆう}に、^さサ^まー^べッ^との^ね寝^ね袋^{くわ}な^どで¹ヶ^か月^{げつ}間^{かん}を^す過^すご^す。これ^が現^{げん}状^{じょう}です。^{けん}県^{けん}立^{りつ}南^{なん}部^ぶ医^い療^{りょう}セ^{せん}ン^たー^にあ^る「^がが^じゅ^まる^のの^い家^{いえ}」^のよ^うな^き機^き能^{のう}を^{よう}要^{よう}望^{ぼう}す^る。
- 障^{しょう}が^いの^ある^こ子^こども^のシ^しョ^ョー^トス^ステ^いの^ば場^ばが^ない^ので、^お親^{おや}が^{かい}介^{かい}護^ごな^どか^ら解^{かい}放^{ほう}さ^るれる^じ時^じ間^{かん}が^ない^い。シ^しョ^ョー^トス^ステ^いの^{よう}要^{よう}望^{ぼう}は^お多^たい^いと^お思^おう^う。
- 障^{しょう}が^い児^じな^どの^{にゅう}入^{にゅう}院^{いん}期^き間^{かん}中^{ちゆう}に、^{かい}介^{かい}助^{じゆ}者^{しや}の^{しえん}支^し援^{えん}を^{おこな}行^いう^ため^のの^へヘル^るパ^ーな^どの^{はけん}派^は遣^{せん}を^して^もら^いた^いい^い。

《施策の方針》

障^{しょう}害^{がい}や^{なん}難^{なん}病^{びやう}を^か抱^かえる^し市^し民^{みん}が、^{いり}医^{いり}療^{りょう}機^き関^{かん}受^{じゆしん}診^{しん}ま^でに^ち長^{ちやう}期^き的^{てき}に^ま待^まつ^こと^なく、^すス^むー^ずに^し障^{しょう}害^{がい}等^のに^か係^かる^{てき}適^{てき}切^{せつ}な^{しん}診^{しん}断^{だん}や^{ちり}治^{ちり}療^うを^み身^み近^{ちか}な^{ちい}地^き域^{いき}で^う受^うける^ここ^とが^でき^るよ^うに、^お沖^お縄^な県^{けん}や、^{いり}医^{いり}療^{りょう}機^き関^{かん}に^{たい}対^{して}地^ち域^{いき}医^{いり}療^{りょう}支^し援^{えん}体^{たい}制^{せい}の^{じゆん}充^{ちゆう}実^{じつ}を^{はか}図^ずる^ため^のの^{よう}要^{よう}請^{せい}を^{おこな}行^いいま^す。

また、各種医療費助成制度の適正な給付や支給を行い、医療受診に対する費用負担の軽減を図ります。

- 自立支援医療の周知と支給に努めます。また、重度心身障害者（児）医療費助成に関する周知を図るとともに、その利用を促進します。
- 障がいのある人が、必要とする医療を適切に受診することができるよう関係機関との連携により、巡回診療を含め地域医療支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。また、口腔ケア、歯科治療の受診に対する支援を行います。

《重点施策》

- 自立支援医療及び重度心身障害者（児）医療費助成の周知
- 八重山福祉保健所と連携した特定疾患患者の早期把握と支援
- 入院期間中における、介助者の支援を行うためのヘルパー派遣事業の実施



第2回八重山地区障がい者美術展
受賞作品「やぎ小屋」
作者 田多 良弘

基本目標2 すべての市民がともに活動する社会

基本施策1 人にやさしいまちづくり

(1)生活環境のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

- 「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、ホテルや大型スーパーに対しこれまで適合証を9件交付するほか、更なるバリアフリー化に向け取り組んでいます。
- アンケート調査から、外出の時困ることの第3位に「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど 18.0%)」があげられています。

【市民の声】

- スーパーやショッピングセンター等の障がい者専用駐車場に一般市民が駐車するケースが多い。(障がい者ステッカーは誰でも買える、利用する市民のモラルの問題)
- 市内の道路は、歩道が途中で切れている箇所や歩道の段差が大きいので、車道にはみ出して利用しなければならない箇所が多く、危険を感じる。
- 運動公園側から反対側に渡ろうとするときの横断歩道の青信号が短い箇所があり、障がいのある子どもが安心して渡れる時間設定にしてもらいたい。
- 学校や公園などに障がい者に配慮したトイレが少ない。陸上競技場、総合体育館の駐車上の配置や着板の設置など。新しく整備されても、障害に配慮されておらず、整備がちぐはぐなものになっている。
- 公共施設等を建設する場合には、障がい者の意見を十分に反映させてほしい。新空港建設の場合には1回きりで、出来上がりに期待したが当事者にとっては使い勝手が悪い。八重山病院建設には、途中経過がわかるようにしてもらいたいと期待している。

《施策の方針》

障がいのある人が地域社会のなかで快適で利便性の高い日常生活や社会参加を行うことができる環境づくりが大切です。

積極的な社会参加を行うことが、市民の自然な姿であることを前提とし誰もが安全で快適な暮らしを享受できる社会となるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリーの整備を推進します。

- 「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインを基本とした

バリアフリーの整備を推進します。

- 「福祉のまちづくり適合証交付審査委員会」の意見を、施設のソフト部門に活かす取り組みも合わせ一層の推進を図ります。
- 快適で安全な道路環境の整備を進めるとともに、歩道空間や点字ブロック等へハイク、自転車、荷物などを放置しないよう、福祉のまちづくりの一環として「こころのバリアフリー化」に向けた啓発活動を推進していきます。

《重点施策》

- ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化
- 「石垣市福祉のまちづくり条例」の普及啓発
- パーキングパーミット制度の導入に向けた取り組み

パーキングパーミット制度

障害があり、かつ、歩行困難な方等に「身体障がい者専用駐車場利用認定証」を交付し、車に表示してもらうことで、身体障がい者専用駐車場の利用が、誰の自からも適正であることを明らかにしながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上につなげていくことを目的とした制度です。

基本施策1 人にやさしいまちづくり

(2) 移動・交通手段の充実

【現状と課題】

- 地域の道路交通事情等を考慮し、道路交通環境のバリアフリー化や点字ブロックの敷設などを逐次進めています。
- 北、西部地区の障がいのある人の移動・支援が課題となっています。

【市民の声】

- 公共施設や福祉施設等を巡回する福祉バスがあればよいと思う。

《施策の方針》

障がいのある人の移動をより容易なものにし、その行動範囲を広げ積極的な社会参加を促進していくため、安全で利便性の高い道路環境や移動交通手段の整備を図るとともに、障害福祉サービスや地域支援事業に基づき、外出及び移動支援の充実を図ります。

- 道路交通整備について、関係事業者と連携を図り、道路交通のバリアフリー整備を推進していきます。
- 福祉バスや福祉タクシー、リフト付車輦の普及を図り、公共交通のバリアフリー化を促進します。
- 障がいのある人にとってわかりやすい案内標示の設置を行い、施設利用の促進や移動を支援していきます。
- 障がいのある人が安心して外出できるよう、多目的トイレの設置や車いす利用が可能な商業施設などを示した「バリアフリーマップ」を作成する等外出しやすい環境づくりに努めます。
- 社会福祉協議会、サービス提供事業者等との連携による外出及び移動支援事業の充実に努めます。

《重点施策》

- 道路及び交通安全施設のバリアフリー化の推進
- 誰にでもわかりやすい案内標示板の整備
- 公共交通のバリアフリー化の推進
- 外出及び移動支援事業の充実
- バリアフリーマップの作成

基本施策1 人にやさしいまちづくり

(3) 防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

○アンケート調査から、火事や地震等の災害時に一人では避難が「できない」とする割合が30.4%、「わからない」が21.6%となっています。また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますかについては、「いない」が34.6%、「わからない」が31.0%となっています。

【市民の声】

- 石垣市災害時要援護者登録の話は知っているが、きちんとした内容がわからない。
- 近くに身内が居ない為、緊急時にどうしたらいいかわからず不安です。
- 人に慣れるのにとても時間を要する方で災害時などの際はとても不安があります
- 意識障害があり、免疫力も低く、経管栄養を実施している方については、災害時とはとても不安が大きいです。

《施策の方針》

障がいのある人が安心して、安全に生活していくため、台風、地震等の災害や人災に対応した防災対策や防犯対策の強化を一層推進します。

- 「石垣市災害時要援護者登録制度」に基づき、関係機関や民生委員児童委員等と連携し個人情報取扱いに留意するとともに、登録の更新や要援護者の適切な把握を行います。
- 「石垣市地域防災計画」に基づき地域住民、関係機関との連携による避難誘導體制の確立、石垣市緊急時一斉放送システム及び防災一斉メール配信サービスを充実します。
- 障がいのある人が、緊急時に対する情報を迅速かつ、正確に把握することができるよう障害の特性に対応した情報伝達手段の充実に努めます。
- 地域住民、ボランティア、各事業所等との連携により、防災、防犯活動を迅速に行うことができる体制を構築し、障がいのある人も参加する防災訓練の定期的な実施に向けた取り組みを進めます。
- 障がいのある人が、事件や消費者被害にあうことが無いように、防犯知識や悪徳商法などに対する情報をあらゆる媒体を活用し提供します。
- 警察、八重山地区防犯協会、自治公民館等と連携し自主防犯・防災組織の立ち上げ支援や防犯活動の充実を促すなど、犯罪が起こりにくく、災害に強い地域づくりに取り組む

みます。

- 災害時において、要援護者も安心安全に避難生活が送れるよう、また要援護者と関係団体や地域が気軽にふれあえる交流施設として「福祉避難所兼ふれあい交流施設」の利活用に取り組みます。

《重点施策》

- 石垣市緊急時一斉放送システム、防災一斉メール配信サービスの充実及び普及
- 災害時地域支援システムの確立
- 防災・防犯活動の促進
- 石垣市災害時要援護者登録制度の周知
- 緊急時における避難誘導體制の確立
- 福祉避難所の整備
- 「福祉避難所兼ふれあい交流施設」の利活用



第2回八重山地区障がい者美術展
受賞作品「漆喰シーサー『ウーヤ、タル!』」
作者 松井 翔

基本施策2 雇用、就労環境の充実

(1)雇用、就労支援の充実

【現状と課題】

- 八重山地区障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、ハローワーク等とネットワークを構築し、就労意見交換会を開催していますが、雇用の増加までには至っていないのが現状です。
- 障がいのある人の一般就労への移行を支援する事業を4事業所で実施していますが、雇用先確保などの問題から一般就労へ繋がっていない状況です。
- 今後、県の雇用強化月間に併せ中小企業への要請、提案、助言活動を関係機関と連携して取り組んでいきます。

【市民の声】

- もっと一人一人の事を理解して仕事をやめないように、続けられるようにして下さい。
- 仕事など普通に探すとき、履歴書などに障がい者であると明記すると断られます。悲しいです。普通の人と変わらずに働けたらいいでしょうね。
- 仕事場の上司が、障がい者に対して理解がない。

《施策の方針》

障がいのある人が、社会的に自立し、積極的な社会活動や経済活動に参加するためには、障害の程度にかかわらずその能力に応じた就業機会が均等に保障されることが求められています。障害の状況や状態に応じ、多様な就労ニーズに対応できる就労支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

- 一般就労を希望する障がいのある人に対し、就労による社会参加の促進と自立した社会生活の実現という視点に立ち、就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）等の充実を促進します。
- 指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター等との連携により、障がいのある人の就業に関する継続的な相談体制の充実を努めます。
- 相談支援事業や就労移行支援事業所との連携を図り、働く意欲のある障がいのある人が安心して働き続けることができるように、障害への理解や就労環境の改善を促すとともに、職場定着にいたる支援体制の仕組みづくりに取り組みます。

《重点施策》

- 障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動の推進
- 就労支援にかかわる関係機関等とのネットワークの充実
- 障がい者の職場定着への支援

基本施策2 雇用、就労環境の充実

(2) 就労機会の拡大と活動の場の創設

【現状と課題】

- 就労意見交換会等を開催し、中小企業への働きかけを継続して実施していますが、実績に結びついていない状況です。
- 市では、平成25年度採用に障がい者枠を創出しました。(雇用率2.41%：平成26年6月時点)
また、訪問販売への協力実施や障がい者支援施設等からの優先調達について、優先調達方針を策定中です。

【市民の声】

- 就労しやすい場も必要だが、企業に対する障害理解の普及啓発活動や、障害や特性に
応じて働く場を確保するための話し合いの場の設定が重要です。

《施策の方針》

障がいのある人の雇用情勢はまだまだ厳しい状況にあり、障がいのある人の就業機会の拡大と活動の場を創設していくことが求められています。無理なく仕事につき、働き続けることができる就業環境や就労条件の改善を図るなど、障害に配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。

- 障がいのある人の雇用機会の拡大を図るため、就労支援事業者との連携により、民間企業に対する各種制度の周知や利用の促進を進めます。また、障がいのある人等の雇用に対する相談支援の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労移行を支援する観点から、行政における法定雇用率の遵守や民間企業に対する啓発活動を推進します。
- 一般企業での就労が困難な障がいのある人の活動の場、福祉的就労の場の確保に努めます。
- 障がいのある人が、安心して安全に働くことができるよう就業環境の改善と就労条件の改善に対する理解と協力を深める啓発活動を推進します。

《重点施策》

- 障がい者雇用に対する啓発活動
- 障害に配慮した雇用環境、条件等の改善に向けた事業の紹介

- 就労支援事業所への支援
- 公共施設を活用した就労の場の確保
- 行政における雇用開発の促進、物品等の優先調達の推進
- 福祉的就労の場の充実と機会の創設への支援

(1) 療育支援の充実

【現状と課題】

- 療育相談支援の推進については、県の委託事業により実施していますが、申請者が増える中で相談支援員が不足している状況にあり、適切な相談支援が不十分な状況にあります。
- 乳幼児健診及び保健指導等の充実化が見られ、健診事後教室から児童発達支援事業者又は、療育機関へつなぐ支援体制はできつつありますが、臨床心理士の確保ができていない状況です。
- 障がいのある児童の保護者等が用事や休養のための支援として、福祉施設等でのショートステイなどの要望が高い状況にあります。

【市民の声】

- 出産してからあきらかに発達の遅れが見える子に対して、早めの療育活動の提案とどの場所の機関に行ってもどの流れで成長の発達を専門の先生に見てもらえるのか等の支援体制と、いついつの期間に治療受けたとか、母子手帳と別に個別の引き継ぎをしながら記録できる台帳みたいなものを発行してもらいたい。
- 市の療育相談には常駐する言語療法士、心理療法士等がないため、月に一度しか訓練を受けられず6歳以降は全くない状態です。何とかありませんか。
- 障がいのある子どものショートステイの場がないので、親が介護などから解放される時間がない。ショートステイの要望は多いと思う。(再掲)

《施策の方針》

障がいのある子どもの保護者が障害を理解し、受け止め、専門性のある相談支援を受け、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある療育支援が受けられるように、発達支援システム構築を進め、一貫した相談支援に基づき、専門的な発達支援や療育支援体制の充実を図るための取り組みを関係機関と連携して進めます。

- 障害を早期に発見し、早期にかかわりを持つことができるよう、母子保健事業、関係機関と連携した「気づき」等を通し日常生活における自立支援や子育てに対する育児不安の軽減に努めます。

- 専門性を高めた相談支援体制の充実に努め、一人ひとりの状況に応じた保育、就学へとつないでいくため、障害に早期に関わりを持つことができるよう「親子教室」の周知と取り組みを強化します。
- 保育所から幼稚園、小学校へと連続的に個々の障害の状況やカウンセリング内容、関わり方や関わりの経緯を記録し、障がいのある子どもの成長に応じた途切れのない適切な対応を行うことができる体制づくりに取り組みます。

《重点施策》

- 専門性を高めた相談支援体制の充実
- 発達支援システム構築の推進
- 療育支援にかかわる専門職員の配置



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品「ハイビスカス」

作者 足立悦子

(2) 教育・保育環境の充実

【現状と課題】

- 加配保育士及び特別支援教育支援員を配置していますが、対象となる児童生徒の増加、障害の多様化により、支援体制を整えることが不十分となっています。
- 体育館においては、全校オストメイト対応トイレの整備、その他既存施設においては、障がいのある児童に合わせて補修整備を順次進める他、校舎建て替え時においては「福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行う予定となっています。
- 障害の状況に応じた学習支援を行うため、市立小・中学校の全教室へ電子黒板の配備や特別支援学級児童へのタブレット端末の整備をしています。

【市民の声】

- 根幹となる学校教育から「相手の立場になって考える」という思いやりの心を育てる教育に力を入れて欲しいです。
- 発達障害を理解している教職員が少ない(コーディネーターが良く理解していない)。特別支援の知識のある人を最低でも一人学校に配置してもらいたい。
- 学校等における発達障がい児の受け入れや特別支援教育支援員等の数を整え、個々の支援を確実なものにしてほしい。
- 子どもの状況を特別支援担当の先生がわかっていない。小学校低学年の場合には、最低でも2人の先生がついていてほしい。(客観的に授業の様子を見る先生が必要)
- 支援員を障がいのある子ども一人に、ひとりつくようにしてほしい。
- 小学校へ入学予定で支援員をつけてもらえるか相談中だが、3、4月にならないとわからないと言われた。支援員がつかない場合、進路を変更しようにも11月で進路が決まっているので進路変更ができないので不安である。

《施策の方針》

障がいのある児童生徒が、各発達段階において個々に持っている能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、個々の障害に対応し一貫した相談体制に基づき、一人ひとりのニーズに柔軟に対応し、成長過程の各段階において教育、保育を均等に受けることができ環境づくりに取り組みます。また、すべての教育・保育関係者が個々の障害の状況や個性を理解し、指導の工夫や学習支援を行う体制づくりの一層の充実に努めます。

- 就学支援委員会等により、個々の障害の状況を総合的に踏まえ、本人や保護者の意向等を考慮し保育所（園）、幼稚園、小中学校での受け入れ体制の充実に努めます。
- 個々のニーズに対応した療育、保育、学習支援に対し専門的に関わりを持つことができるよう保育士、教諭等の資質を高めていくための研修や実践等の機会の拡大を図ります。
- 「個別の教育支援計画」作成において、個別の障害や特性に応じた指導や支援方法、学習内容等の創意工夫に努め、障がいのある子どもの状況に応じた幼稚園並びに各学校における専門的な教育と指導支援体制の一層の拡充を図ります。
- 障がいのある子ども一人ひとりのニーズやそれぞれの障害に応じた教育、保育が行われるよう支援を行う専門員の配置に努めます。
- 適切な教育、保育を提供していくため、障害の状況に応じた教材教具の更なる充実に努めます。
- 特別支援学校との連携を図り、障がいのある児童と、障がいのない児童との交流を通してお互いを理解しあう人権教育、福祉教育の充実に努めます。
- 障がいのある児童が、学習面や学校生活面で支障をきたすことがないように、トイレの改善、スロープや手すり設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。

《重点施策》

- 教育・保育施設による受け入れ体制の充実
- 保育士、教諭等の資質の向上
- 障害の状況に応じた特別支援教育の充実
- 特別支援学校との交流教育の充実
- 教材教具の拡充
- 保育、教育施設におけるバリアフリーの整備

基本施策3 教育・保育、文化・スポーツの推進

(3)文化、芸術、スポーツ・レクリエーションの充実

【現状と課題】

- 「障がい者スポーツ大会」「障がい者週間・市民のつどい」、また、平成25年度からの「八重山地区障がい者美術展」開催や社会福祉協議会への委託事業での文化活動により、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の交流親睦を深めながら内容の充実に向けた取り組みを進めています。
- 民間や地域の経験者の協力体制は出来てきていますが、障がい者スポーツ専門の指導者が不足している状況です。

【市民の声】

- 障害があっても、色々なイベント等に参加出来る石垣市になったら、皆で色々楽しめ、もっともっと”素敵で住みやすい石垣市”になるのではと思います。
- 障がい者も健常者でも共に楽しめ（いろいろな障害のタイプでもOKなように）、アイデアあふれるゲームセンターのような器具やらスポーツ用具やら使える身体機能を思わず自然に動かせ、かつ、楽しい！といえるようなスペースもあればよい。

《施策の方針》

障がいのある人が、スポーツ・レクリエーション、文化活動を通じて健康づくりや社会参加の実践活動が盛んになるとともに、生活の質を高め生きがいをもって暮らしていくことができる環境づくりに取り組みます。

また、生涯を通して学習意欲を高め自己実現を果たし、生きがいを持って暮らしていくことができるよう学習環境を整えます。

- 障がいのある人が気軽に参加できる環境づくりの一環として、石垣島マラソン大会等のスポーツ大会や交流イベントを通して、障害に対する理解を深め、市民相互のふれあう機会の拡充に努めます。
- 関連のある課、団体と連携を深め、独自の取り組みや共催事業により、スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じた社会参加を拡充します。
- 各種文化、スポーツ・レクリエーション活動メニューの充実に努めるとともに、指導者の養成、確保に努めます。
- 障がいのある人が、多様な文化、芸術活動に参加することができるよう、

コミュニケーション支援の充実に努めます。また、多様な文化、芸術活動に対する支援と成果発表機会の提供に努めます。

○障がいのある人が利用しやすい、施設整備や施設利用緩和に向け努めます。

○まちづくり市民講座「ゆめみらい」等を活用し、多様な学習機会の拡充に努めます。

《重点施策》

○文化活動、スポーツ・レクリエーションの充実

○指導者の養成、確保

○コミュニケーション支援の充実

○八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携強化

○生涯学習メニューの充実



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品「まあるいいのち」

作 石垣市障がい児通所支援事業所（ひまわり）

基本目標3 すべての市民がともに自立する社会

基本施策1 自立生活支援の拡充

(1) 福祉サービスの拡充

【現状と課題】

- 各事業所の協力のもと充実化が図られつつありますが、提供できていない福祉サービスがあり、引き続き整備の促進に向けた取り組みを進める必要があります。
- 入所施設が常に満床で、待機者の解消が課題となっています。また、地域移行の受け皿として、自立訓練サービスやグループホームが不足している状況にあり施設整備の促進が課題となっています。
- アンケート調査から、障害福祉サービスの利用要件となる障害支援（程度）区分認定について、「わからない」とする回答割合が37.3%となっています。
- 利用できる障害福祉サービスを「知らない」とする回答が67.9%を占め、多くの障がいのある人が、利用できるサービスを把握していない状況がうかがえます。

【市民の声】

- ほとんど同じような生活、障害なのに支給が違うのが納得できない。
- 障がいのある子どものショートステイの場がないので、親が介護などから解放される時間がない。ショートステイの要望は多いと思う。（再掲）
- 日常生活用品装具の対象者の拡大や障がい者に対する配食サービスの実施など、障がい者にニーズに応じ、個々の状況に応じ、裁量の範囲内で弾力的にサービスを提供する在り方を検討してもらいたい。

《施策の方針》

障がいのある人が、必要なサービスを利用し自立していくことを支援していくため、相談支援による利用意向を踏まえ、適切なサービスを提供していくことができるように障害福祉サービスの充実を図ります。

- 障がいのある人が個々の状況等に応じ、必要な障害福祉サービスを主体的に選択し利用できるように、サービス利用に対する周知活動の充実にも努めるとともに、サービス提供体制の確保にも努めます。
- 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の在宅生活への移行等を更に促進して

いくため、自立生活及び地域生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。

- 障がいのある人の積極的な地域生活への移行を促進する観点から、宿泊型を含む自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービス、共同生活援助サービス等を含め、関係機関との連携・調整によりサービス基盤の整備を促進するとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。
- 障がいのある人の在宅生活を支援し、社会的な自立を促していくため、地域生活支援事業の充実に努めます。

《重点施策》

- 市内の各法人に対するサービス提供基盤の整備促進と質の向上
- 相談支援体制の充実
- 地域生活支援事業の充実
- 地域移行に向けての社会資源の開発
- 施設入所支援及びショートステイの増床と利便性の向上への取り組み
- 日中一時支援事業の充実

基本施策1 自立生活支援の拡充

(2) 相談支援体制の拡充

【現状と課題】

- 関係機関や医療機関を含めた担当者会議やケア会議を個別に随時開催しています。平成25年度から自立支援協議会に相談支援部会を設置し、支援体制の構築に向けて取り組んでいます。また、八重山圏域相談支援事業者等連絡会議を開催していますが、定期開催に向けた取り組みが必要となっています。
- 委託相談支援事業所2か所で指定相談を実施していますが、相談支援員の不足等から新規相談等に十分に対応できない等の課題があります。
- 基幹相談支援センターを平成26年4月に設置していますが、体制整備が不十分のため、その機能を十分に発揮できていない状況にあります。
- 平成25年度に沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用した相談支援専門員育成事業（7相談支援事業所に委託）を実施していますが、その他各種研修が未実施であり、十分な人材確保にまでつながっていない状況となっています。

【市民の声】

- 安心して相談ができ、窓口として気軽に相談ができる方を配置し、アドバイスをしながら受け入れてくれるような連携と窓口が必要。
- 現在の福祉サービスがどんな種類があるのかわからないし、実際に使いたいと思っても、どのように利用して良いかわからないが、相談に行く場所がない状況がある。
- 今年障がい者になりましたが、こちらから聞かないとサービスの有無内容がわからない。まだ知らないが受けられるサービスがあるかも、と思う。相談すればいいのかもしれないが、どのタイミングでどのように相談したらよいか、つかめていません。

《施策の方針》

障がいのある人の社会的活動や質の高い自立生活の継続を支援するため、教育、福祉や保健・医療から就労支援など、多様な分野にわたる問題点や課題等に対し、適切に対応することができる専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、相談先やその利用に対する周知活動の充実に努めます。

- 障がいのある人が、相談できる場所が分からず、利用可能な福祉サービスや支援施策を利用できない状況にならないよう、身近に利用できる相談窓口や相談内容について

ての周知活動の徹底とわかりやすい情報提供の仕組みづくりに努めます。

- 障がいのある人やその家族が抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、指定相談支援事業所、関係機関及び自立支援協議会の相談支援部会等と連携し専門性を重視した相談支援体制の充実に努めます。

《重点施策》

- 相談窓口、相談内容等の周知活動の推進
- 専門性の高い相談支援体制の構築
- 専門職の配置
- 基幹相談支援センターの機能強化
- 委託相談支援事業所の拡充



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品「かご」

作者 根間 直美

基本施策1 自立生活支援の拡充

(3) 福祉人材の育成・確保

【現状と課題】

- 市では、障がいのある方々の個別ニーズに応じ、利用者本位のサービスを提供することや個別に抱える生活課題や問題に専門的に対応することができるように、障がい福祉課においては、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置するとともに、委託相談支援事業所には、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置していますが、臨床心理士などの配置が未整備となっています。
- 社協においてボランティア団体への活動助成金の交付による支援を行っています。ボランティア人材の養成が課題となっています。
- 事業ニーズが増大するなかで、居宅支援事業所のヘルパー等、全体的にマンパワーが不足している状況にあり、その担い手の確保が課題となっています。

【市民の声】

- 心理士をおいて欲しい。本人の話聞いてくれる人が必要。大人になると、とたんにカウンセリングを受ける機会が減るため。
- 施設入所していても介助者を確保し、もっと自由に好きな時に外出したい。
- 福祉の仕事に携わる人の中にも、障がい者への理解や配慮がない人がいる。
- 役所との色々な手続きや申請等で、相談事業所の方や第三者が代理人として行えるようになると気持ちが楽になれる気がします。

《施策の方針》

障がいのある人の人権と権利を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供していくためには、それらに専門的に携わる知識と資質を高めた人材の育成が必要不可欠です。

そのため、サービス技術の向上や障がい者支援に対する正しい知識を深めていくことができるように、関係機関との連携による研修会、セミナー等を開催するなど、さらなる資質の向上と人材の確保に向けた取り組みを進めます。

また、社協や関係機関と連携により障がいのある人の積極的な社会参加や日常生活などをサポートするボランティア人材を養成し活用する仕組みづくりに取り組めます。

- 障害種別や状況に応じた適切な支援を行うため、臨床心理士など専門職の配置に努めます。
- 事業者や関係機関と連携して、福祉人材の確保と資質の向上に取り組めます。

○障がいのある人を社会全体で支えていくことができるよう、地域ボランティア団体等の育成や活動を支援します。

《重点施策》

○専門職の配置

○障がいのニーズに応じた福祉人材の確保

○障がいの社会活動を支援するボランティアの育成と活動支援



第2回八重山地区障がい者美術展

受賞作品「セーター」

作者 上地 裕子

基本施策1 自立生活支援の充実

(4) 経済的支援の推進

【現状と課題】

- 児童福祉手当、特別障害者手当、自立支援医療費、重度心身障害者（児）医療費助成、特別児童扶養手当等の周知や適正な支給及び給付等を実施しています。
- アンケート調査から、生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が52.9%で最も高くなっています。
- 難病患者等に係る航空運賃の一部助成金交付事業（本市以外での通院治療を必要とする場合のみ対象）は平成24年度より実施しています。

【市民の声】

- 医療費の負担が大きい。安くなる制度があればよい。
- 離島なのだから飛行機も電車やバスと同じように半額にするべき、もっと安くしてほしい。

《施策の方針》

障がいのある人の経済的な負担を軽減していくため、各種制度の周知並びに既存の各種手当、助成制度の経済支援を継続して実施します。

また、受給対象となる方が適正な受給や給付を受けることができる周知活動の一層の充実を図るとともに、給付や受給に関わる説明を丁寧にわかりやすく伝えるための工夫に努めます。

《重点施策》

- 各種手当や自立支援医療の周知
- 重度心身障害者（児）医療費の助成制度の周知

基本施策2 住まいの確保

(1) 障害に配慮した住宅の確保

【現状と課題】

○グループホームの量的確保を図るため、建替えを予定している公営住宅に整備を検討、調整中です。

○障がいのある人の住宅確保を支援する観点から、社協に委託し、住宅入居等支援事業を実施しており、民間との協力体制も徐々に出来てきているが、多様化するニーズに対応できる専門員の確保や事業の周知活動が課題となっております。

【市民の声】

○グループホームから事業所に通うことが実現しない限り、親亡き後の不安は無くなりません。親が居なくても生活が変わらないように、グループホームを整備してもらいたい。

○将来的に子どもが自立できるのがベストですが、そうでない場合、グループホームなどで生活できるよう受け入れの枠を確保できればと思います。

《施策の方針》

1) 住環境の整備

障がいのある人が、住み慣れた地域のなかで自立した生活を営むことを支援していくため生活の拠点である住宅の確保やその環境整備に向けた取り組みを進めます。

○住環境の整備については、障がいのある人に配慮した市営住宅の整備を推進します。

○すべての人にやさしい住宅となるようユニバーサルデザインの視点に立った、住宅整備の普及を促します。

2) 在宅生活に資するグループホームの整備

○グループホームについては、民間及び公営住宅における場を確保するための調整を行うとともに、民間活力を活用した整備を促進します。

3) 障がいのある人の民間住宅への入居支援

○障がいのある人が、民間住宅への入居に対し住宅入居等支援事業を通じた支援を行います。

《重点施策》

- 障害に配慮した住宅の確保
- バリアフリー住宅の整備促進
- 住宅改修の助成制度の充実
- 民間活力を活かしたグループホームの整備充実の促進
- 民間賃貸住宅等への入居支援



第2回八重山地区障がい者美術展
受賞作品「ちゅらハウス」
作者 宮城 栄次

基本施策3 福祉施設等の整備促進

(1) 福祉サービス施設等の整備促進

【現状と課題】

○入所施設が常に満床で、待機者の解消が課題となっています。また、地域移行の受け皿として自立訓練サービスやグループホームが不足している状況です。

【市民の声】

- 「親亡き後の生活」今、高齢になった親の一番の課題です。入所施設の増床、グループホーム等の増床援助を切望します。
- 私が年老いて介護される身体になった場合は、親子別々の施設を利用するのではなく、残りの人生を親子一緒に暮らせる施設があったらいいなと思います。
- もし介護する人の調子が悪い時、すぐ頭に浮かぶのは泊めてくれる施設をすぐ探せないことです。

《施策の方針》

障がいのある人が、障害の状況に応じて適切な施設サービスを利用し、自立した生活や地域生活への移行を促進していくため、身近な地域において個々のニーズに応じた施設サービス基盤の充実に向けた取り組みを促進します。

- 福祉施設等における介護や、自立訓練及び就労支援を行う日中活動系サービスと、施設入所等の居住系サービスの円滑な提供に向けた基盤整備を促進します。
- 施設入所が必要な障がいのある人に対し、施設利用に対する支援の充実を努めるとともに、入所者の地域生活へ移行しやすい環境づくりに努めます。
- 介護者や保護者の休養、緊急一時的な保護のために利用できるショートステイ等の整備促進を図ります。

《重点施策》

- 施設入所に対する支援
- 障がい児が利用できる短期入所施設等の整備促進
- サービス提供基盤の整備促進
- 地域生活への移行につながる受け皿づくり

基本施策3 福祉施設等の整備促進

(2) 既存福祉施設の機能拡充と利用負担軽減

【現状と課題】

- 中央運動公園施設の無料化を実施していますが、健康福祉センターなど他の公共施設における利用負担軽減が不十分であるため、公共施設に対する統一した利用基準の設定が必要となっています。
- 障がいのある人が、気軽に施設を利用し、スポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、また、生涯学習や憩いの場として活用できるように、すべての公共施設や福祉施設等のバリアフリー化や障害の特性に応じた機能の拡充が求められています。

【市民の声】

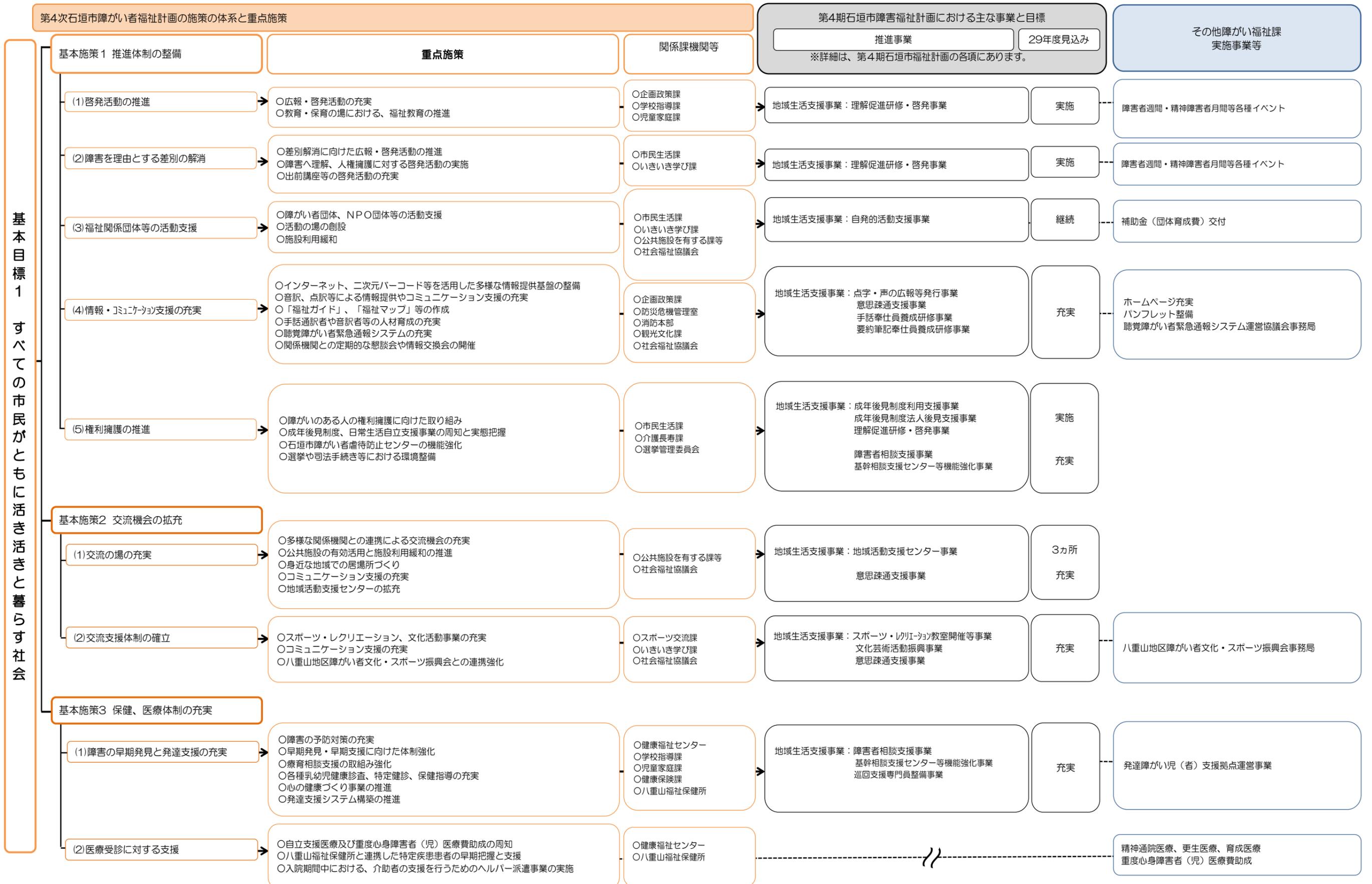
- 石垣市のスポーツ施設の使用料が免除になりましたが、健康福祉センタートレーニングルームでは今だに障害者手帳による割引などができません。

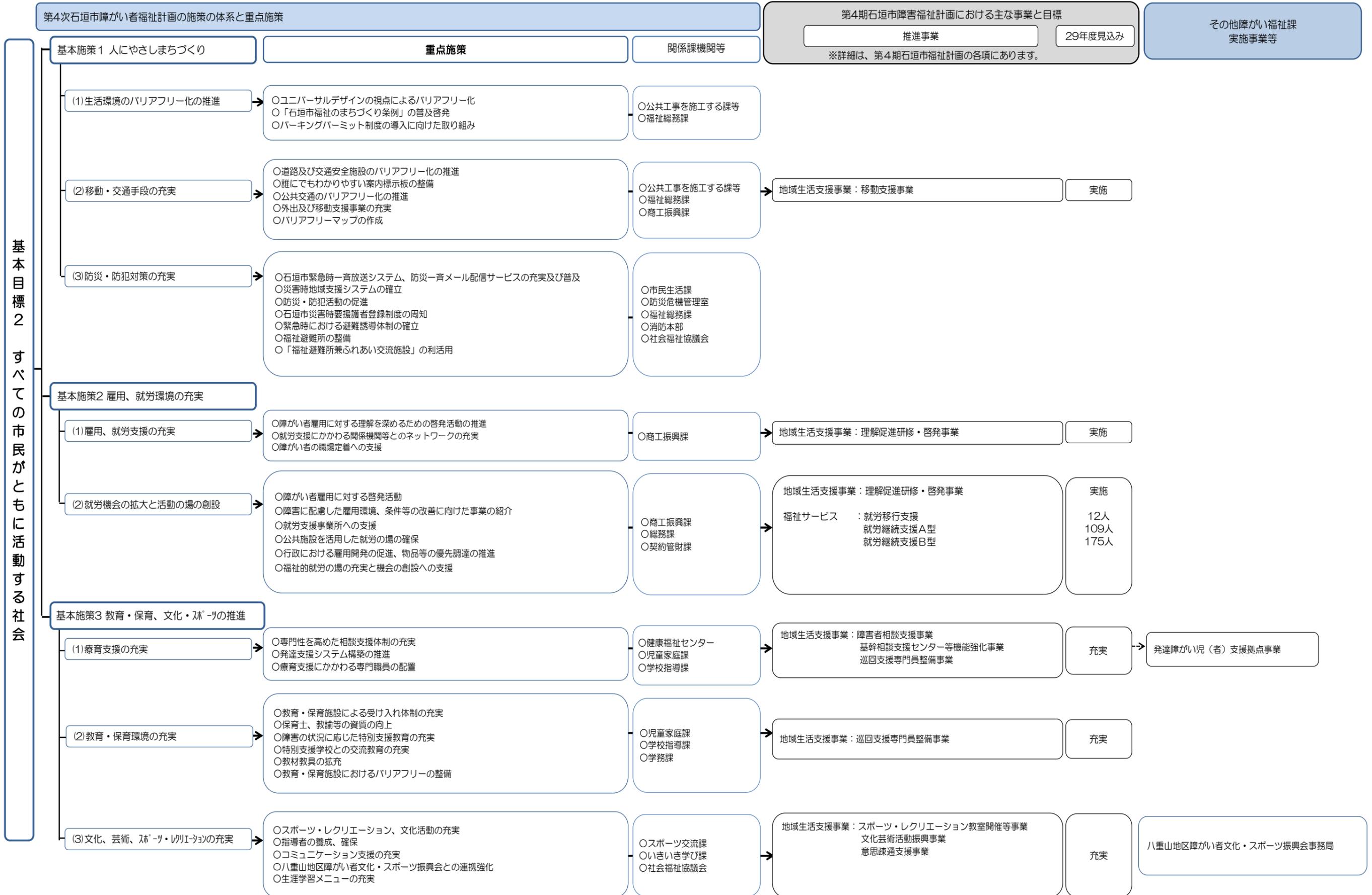
《施策の方針》

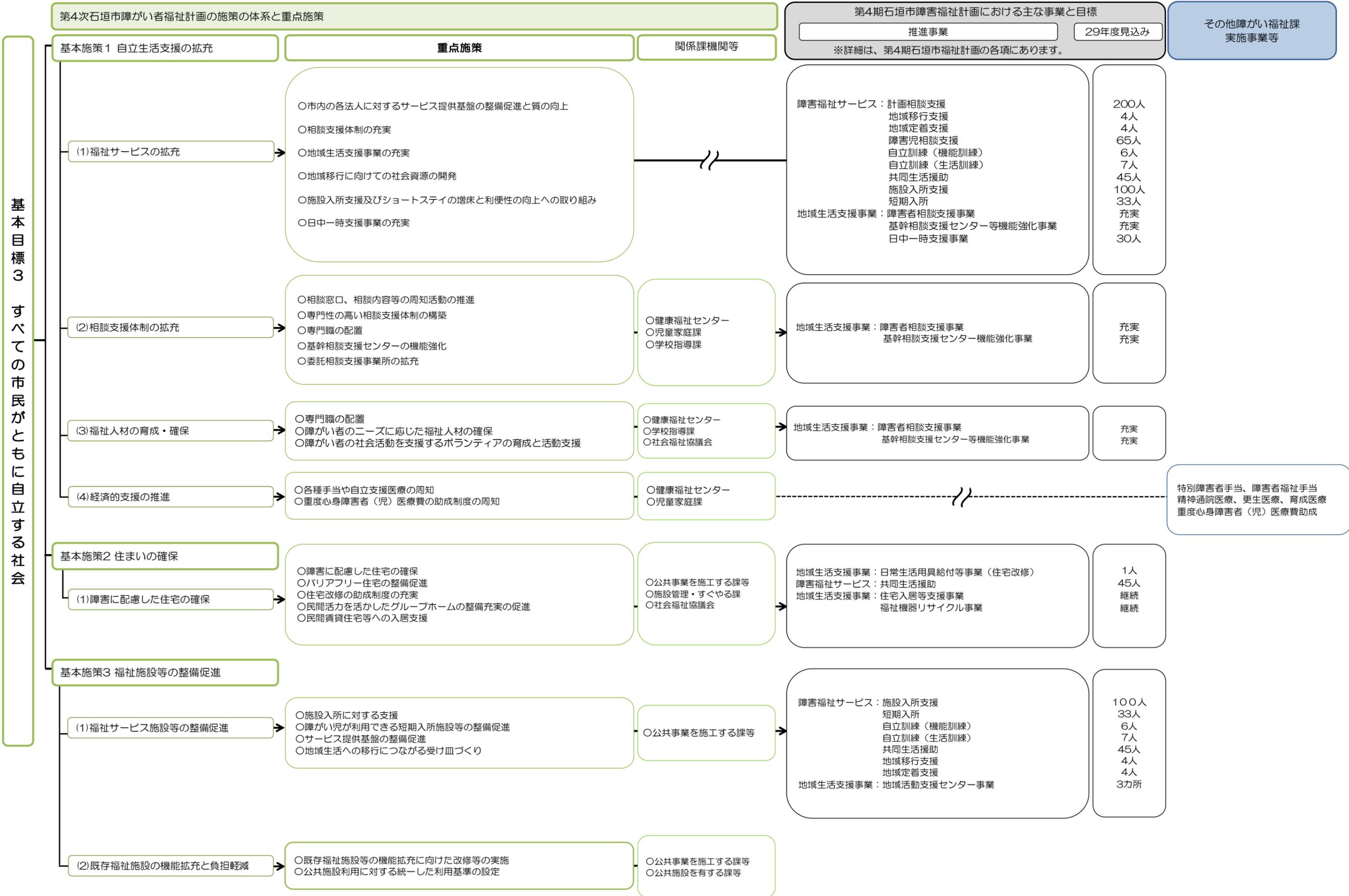
障がいのある人や高齢者等が、利用しやすく、利便性を高めていくための施設機能の充実や施設利用に対する負担軽減を図る取り組みを進めます。

《重点施策》

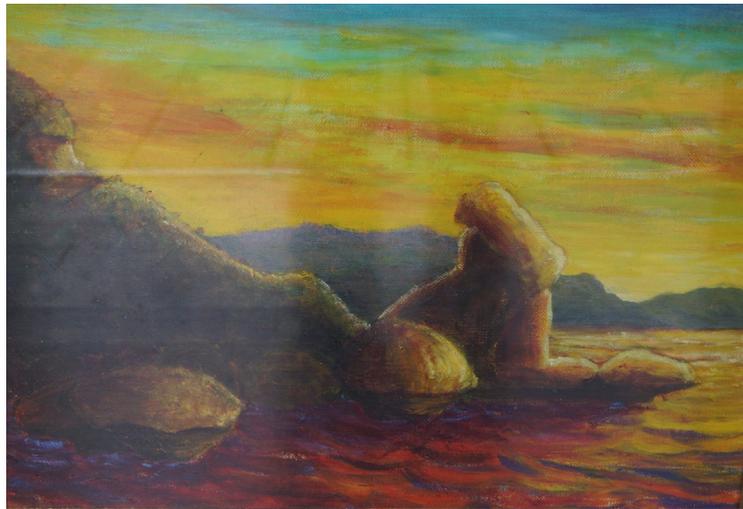
- 既存福祉施設等の機能拡充に向けた改修等の実施
- 公共施設利用に対する統一した利用基準の設定







だい き いしがきししょうがいふくしけいかく
第4期石垣市障害福祉計画



きしえ
挿絵

だい かい や えやまち くしょう しゃびじゅつてん てんじきくひん
第1回八重山地区障がい者美術展 展示作品

さくしゃ こ なかそね ともち
作者 (故) 仲宗根 朝子

第1章 第4期障害福祉計画について

1 計画の基本的な考え方

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づき「市町村障害福祉計画」として、また、本市が一体的に策定する障がい者福祉計画（障害者基本法第11条3項）の一部を包含するものとして位置づけます。従って、基本理念をはじめ計画の対象者等については、障がい者福祉計画に準ずるものとします。

2 障害福祉計画の変遷

3期にわたる障害福祉計画の基本指針の概要と第4期計画における基本指針は以下のようになっています。

第1期障害福祉計画 H18年度～H20年度	第2期障害福祉計画 H21年度～H23年度	第3期障害福祉計画 H24年度～H26年度
○平成17年10月を基準として、平成20年度を目標年として、地域の実情に応じた数値目標及び「指定障害福祉サービス」の見込み量を設定。	○第1期計画の事業評価を踏まえ、第2期計画における数値目標及び「指定障害福祉サービス」の見込み量を設定。見込み量の設定の指針は1期計画に準じる。	○障害者自立支援法の改正を踏まえ、平成26年度を目標年として第3期計画の数値目標及び「指定障害福祉サービス」の見込み量を設定。

第4期障害福祉計画策定指針【国】 平成27年度～平成29年度	
○障害者総合支援法の施行を踏まえ、平成29年度を目標年として、地域の実情に応じた数値目標及び「各種障害福祉サービス」の見込み量を設定。	
<p>■第4期計画における基本指針の主な内容</p> <p>①計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入</p> <p>○「成果目標」、「活動指標」の見直しと明確化、各年度中間評価、評価点検結果の公表等</p> <p>②個別施策分野：【成果目標に関する事項】</p> <p>○福祉施設から地域生活への移行（継続）</p> <p>○精神病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更） → 県実施へ</p> <p>○地域活動支援拠点の整備（新規）</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）</p> <p>③個別施策分野：【その他】</p> <p>○障害児支援体制の整備（新規）</p> <p>○計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等</p>	

3 第4期計画における成果目標と活動指標の関係

障がい者が地域で暮らせる社会に（基本指針の理念）自立と共生の社会を実現

成果目標

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(活動指標)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

成果目標 県実施

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- 入院3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間の1年以上の長期在院者数の減少

(活動指標)

- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数

成果目標

障がい者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労支援事業者の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(活動指標)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業から一般就労への移行者数（就労移行支援・就労継続支援A型・就労支援継続B型）

第2章 成果目標の設定指針及び目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行における指針

(1) 国における指針

【従来の基本指針】

○平成17年10月1日時点の施設入所者のうち3割以上が平成26年度末までに地域生活への移行

○平成17年10月1日時点の施設入所者数を平成26年度末に1割以上削減することを基本として設定する

【新しい基本指針】

○基準となる時点を平成17年10月末時点から平成25年度末時点へ変更

①施設入所者の3割以上を地域生活への移行

→平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行

○平成17年度末の施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており平成26年度には3割以上の目標を達成する見込み。

○平成24年度末の平均伸び率（2.88%）をベースに平成25年度末の施設入所者と比較し毎年2.88%増加するものとして設定。

②施設入所者の1割以上を削減

→平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

※平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を平成29年末における施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○施設入所者数は平成17年10月1日時点と比較して、平成24年度末時点で約8.0%減少。（平成26年度末には1割減少を達成する見込み）

○平成17年度から平成24年度末の平均削減率（▲1.1%）をベースに平成25年度末時点の約4.0%以上を削減するものとして設定。

2 施設入所者の地域生活への移行の目標

入所施設の入所者の地域生活への移行

事 項	数 値		備 考
現入所者数(A)	90 人		平成25年度末（H26.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数(B)	100 人		平成29年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	-10 人	-11%	C=A-B=E-D（国指針：目標4%以上削減）
新規入所者数(D)	33 人		平成27年～平成29年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	23 人		平成27年～平成30年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	11 人	12%	(E)のうち、地域移行目標者（国指針：目標12%以上移行）

(1) 削減見込数及び地域移行者数設定の根拠

本市においては地域移行への積極的な推進を図るため、自立支援協議会及び専門部会において課題解決に向けて取り組んでいます。

しかし、本市には、地域移行に必要な宿泊型を含む自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービス、指定共同生活援助サービスを提供する事業所が無いことから対象者が限定されており、市内の各法人に当該サービスの提供を促しているところです。引き続き、積極的なサービス提供の促進を図り、地域移行に向けての社会資源の開発を進めます。

(2) 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

市内に施設入所支援提供施設は2か所ありますが、両施設ともに満床状態であり待機者も常に10名以上となっています。

さらに、指定共同生活援助サービスを提供している事業所がないため、わずかに退所者が出てもすぐに満床になる状況が続き、入所者の削減には至っていない状況にあります。

指定共同生活援助の開設を求めながら地域移行の推進を図りますが、介護負担及び家族（介護者）の高齢化を理由とする待機者が減らない状況にあるため、増床の検討を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 国における指針

【従来の基本指針】

- 平成26年度中に平成17年実績の4倍以上が福祉施設から一般就労へ移行
- 平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援を利用
- 平成26年度末における就労継続支援事業のうち3割以上の者が就労継続支援事業（A型）事業を利用

【新しい基本指針】

1) 福祉施設から一般就労へ移行

→平成24年度実績の2倍

- 平成22年度から23年度の利用者数の増加数から推計すれば平成26年度では目標の4倍を達成する見込み。
- 平成22年度から23年度の実績に基づき、平成24年度を基準として平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。

2) 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加

- 一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する割合を設定。
- 就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%（平成20年度から平成24年度）を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることをめざす。

3) 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

- 一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定。
- 就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均伸び率約2.6%（平成19年度から平成23年度）を基に基づき設定。
（平成23年度：27.1%→平成29年度42.7%≒5割）

(2) 就労移行支援事業所の就労移行率増に係る目標

1) 福祉施設から一般就労へ移行

1) 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
平成24年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成29年度)における年間一般就労移行者数	3 人	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針:平成24年度実績の2倍以上)

2) 平成29年度末における就労移行事業の利用者数

2) 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

事 項	数 値	備 考
平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数	24 人	平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成29年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	12 人 0.50倍	平成29年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数(国指針:平成25年度末の6割以上(60%以上)の増加)

3) 平成29年度末における各市町村管内の就労移行支援事業所の就労移行率

3) 平成29年度末における各市町村管内の就労移行支援事業所の就労移行率

事 項	数 値	備 考
平成25年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数	4 か所	平成25年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成25年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 25.0%	平成25年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成29年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	2 か所	平成29年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成29年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 50.0%	国指針:平成29年度末の管内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

【現状の取り組み】

本市ではこれまで大手スーパーやクリーニング業者、菓子加工業者などが多くの障がい者を雇用しており、今後の移行率増加には、中小企業の受け入れが必要不可欠となっています。現状の取り組みとして、八重山地区障がい者就業・生活支援センターどりのいむが主催し、就労移行支援事業所・ハローワーク・本市とネットワークを構築し、毎月就労意見交換会を開催しています。

平成26年3月には初の試みとして中小企業家同友会八重山支部との合同定例会を開催し、障害についての理解及び協力を呼びかけ、ネットワークの活動として一定の評価は得ていますが、雇用の増加までには至っていないのが現状です。また、一般企業へ

の就労が厳しい状況の中、管内で平成22年4月に初めて就労継続支援A型事業所が開設されて以降、平成25年1月に1事業所、平成25年4月に1事業所、平成26年7月に2事業所の合計5事業所がA型サービスを提供しています。

【確保の方策】

就労継続支援A型利用者の増加は期待できますが、一般就労を自指す障がい者層に大きな変化がないこと、就労移行支援のサービス提供期間が限定であること、雇用先が少ない中本人が希望している職種とのマッチングが難しいこと等から、利用者の減少に加え就労移行支援サービス提供事業所数の減少が見込まれています。

平成26年9月に管内サービス提供事業所に対する意向調査の結果から、就労移行支援4事業所中、3事業所がサービス提供を廃止する予定であることから、平成29年度末に新規開設1か所を見込んでいます。

4 活動指標等の設定

(1) 第3期計画における活動指標（各種障害福祉サービス）の実施評価一覧

サービス種別	第3期計画目標										第3期計画実績				第3期計画達成率				備考
	H24年度 (目標)	H25年度 (目標)	H26年度 (目標)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込)	H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度	達成度合い						
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数						
居宅介護（乗降介助除く）	105	117	129	101	119	131	1833	2035	2358	96%	102%	102%	○	年間平均18人（月平均1、5人）増					
重度訪問介護	1575	1755	1935	1833	2035	2358	2	2	3	100%	200%	150%	○	年間平均1人増					
行動援護	93	93	186	537	804	1371	6	9	10	100%	150%	143%	○	3事業所提供可能 年間平均1人増					
同行援護	198	198	245	205	279	330	0	0	0	0%	0%	6%	△-	提供事業所1か所、1人限定で対応中					
重度障害者等包括支援	15	16	17	0	0	1	0	0	0	0%	0%	0%	×	提供事業所なし					
生活介護	61	66	71	0	0	13	0	0	0	0%	0%	18%	×	提供事業所なし					
自立訓練（機能訓練）	124	124	248	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	×	提供事業所なし					
自立訓練（生活訓練）	120	121	130	127	132	140	2385	2496	2660	106%	109%	108%	○	年間平均10人増					
就労移行支援	1985	1996	2151	2385	2496	2660	0	0	0	-	0%	0%	×	提供事業所なし					
就労継続支援（A型）	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	×	提供事業所なし					
就労継続支援（B型）	0	90	90	0	0	0	3	2	2	100%	33%	33%	×	提供事業所なし、実績は本島での利用者					
短期入所	3	6	6	51	37	38	60	37	38	85%	31%	32%	△-	利用者減					
療養介護【人分】	31	33	35	32	24	22	620	482	440	103%	73%	63%	△-	利用者減					
共同生活援助（GH）【人分】	25	31	37	34	52	67	450	1066	1340	101%	73%	63%	△-	利用者減					
共同生活介護（CH）【人分】	450	558	666	672	1066	1340	130	138	145	136%	168%	181%	○+	提供事業所増（今年度3事業所→5事業所）、利用者増					
施設入所支援【人分】	130	141	141	125	138	145	2245	2449	2465	149%	191%	201%	○	提供事業所増（今年度3事業所→5事業所）、利用者増					
計画相談支援【人分】	2340	2538	2538	2245	2449	2465	15	21	25	96%	96%	97%	○	提供事業所増（今年度3事業所→5事業所）、利用者増					
地域移行支援【人分】	14	15	16	15	21	25	126	278	375	107%	140%	156%	○+	利用者増（入所待機者、長期在宅生活困難者含む）					
地域定着支援【人分】	11	11	11	11	11	11	11	11	11	100%	100%	100%	○	利用者増（入所待機者、長期在宅生活困難者含む）					
療養介護【人分】	18	21	33	21	25	30	4	4	4	117%	119%	91%	○-	利用者増（入所待機者、長期在宅生活困難者含む）					
施設入所支援【人分】	4	4	4	2	4	4	91	90	90	50%	100%	100%	○	入所準備者あり					
計画相談支援【人分】	91	90	90	91	90	90	24	163	173	100%	100%	100%	○	入所準備者あり					
地域移行支援【人分】	24	5	1	147	163	173	5	4	0	613%	3260%	17300%	○+	入所準備者あり					
地域定着支援【人分】	32	5	1	4	0	1	39	2	2	13%	0%	100%	○-	入所準備者あり					
児童発達支援	20	27	34	30	35	45	20	30	35	0%	33%	100%	○-	入所準備者あり					
医療型児童発達支援	240	324	408	353	419	495	240	353	419	150%	130%	132%	○	今年度2事業所新規開設					
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147%	129%	121%	○	今年度2事業所新規開設					
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	○-	今年度2事業所新規開設					
障害児相談支援【人分】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	○-	今年度2事業所新規開設					
	66	71	76	81	104	124	792	852	912	123%	146%	163%	○+	今年度2事業所新規開設					
	2	3	4	0	0	0	2	4	0	116%	129%	150%	○+	今年度2事業所新規開設					
	4	6	8	0	0	0	4	8	0	0%	0%	0%	×	提供事業所なし					
	8	9	10	32	40	45	8	9	10	400%	444%	450%	○+	提供事業所なし					

(2)第4期計画における活動指標(各種福祉サービス)の目標設定と確保の方策

サービス種別	第3期計画実績				意向調査				第4期計画				備考
	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	
居宅介護(乗降介助除く)	101	119	131	131			149	167	185	149	167	185	実績同様各年度18人増で見込む。
利用者数	1833	2035	2358	2358			2682	3006	3330	2682	3006	3330	
重度訪問介護	1	2	3	3			4	5	6	4	5	6	実績同様各年度1人増で見込む。
利用者数	537	804	1371	1371			1828	2285	2742	1828	2285	2742	
行動援護	6	9	10	10			12	14	16	12	14	16	年間平均2人増見込む
利用者数	205	279	330	330			396	462	528	396	462	528	
同行援護	0	0	1	1			2	3	4	2	3	4	対応可能事業所が増えるように理解を求めていく
利用者数	0	0	13	13			26	39	52	26	39	52	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0			0	0	1	0	0	1	
利用者数	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
生活介護	127	132	140	140	186	187	188	188	188	155	170	185	意向調査を参考に、年間平均15人増を見込む
利用者数	2385	2496	2660	2660	1838	1859	1878	1878	1878	2945	3230	3515	
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	意向調査でも予定はないが、引き続き既存事業所に理解を求めつつ、新規参入も呼びかけたい
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	3	2	2	2	6	6	6	6	6	7	7	7	沖縄本島での利用者1人見込みに加え、意向調査による実施予定分を計上
利用者数	51	37	38	38	138	138	138	138	154	154	154	154	
就労移行支援	32	24	22	22	5	6	6	6	6	6	6	6	既存4事業所中、3事業所が定員割れにより提供休止済み又は予定。
利用者数	626	482	440	440	575	690	690	690	132	132	132	264	
就労継続支援(A型)	34	52	67	67	108	108	108	108	108	81	95	109	意向調査を参考に、年間平均14人増を見込む
利用者数	672	1066	1340	1340	2226	2226	2226	2226	1620	1900	2180	2180	
就労継続支援(B型)	125	138	145	145	86	86	88	88	88	155	165	175	7事業所中3事業所回答、新規1開設予定。年間平均10人増を見込む。
利用者数	2245	2449	2465	2465	3235	3257	3403	3403	2635	2805	2975	2975	
短期入所	15	21	25	25	20	22	25	25	25	26	29	33	入所待機者等の利用者増、児童向けの提供事業所の開設を目標とした。平成29年度利用者数(見込)33人中3人は医療型。
利用者数	229	278	375	375	340	374	425	425	382	423	481	481	
療養介護【人分】	11	11	11	11						11	11	11	
利用者数													
共同生活援助(GH)【人分】	21	25	30	30	31	31	31	31	31	35	40	45	
利用者数													
共同生活介護(CH)【人分】	2	4											
利用者数													
施設入所支援【人分】	91	90	90	90	31	31	31	31	31	90	90	100	平成29年度目途に10床増床を目指す
利用者数													
計画相談支援【人分】	147	163	173	173						182	191	200	毎年度36人増見込む
利用者数													
地域移行支援【人分】	4	0	1	1						4	4	4	地域移行の推進を図り、積極的な活用を促す
利用者数													
地域定着支援【人分】	0	2	2	2						4	4	4	//
利用者数													
児童発達支援	30	35	45	45	67	70	70	70	70	55	65	75	意向調査及び発達支援システムの実施を考慮し、年間平均10人増を見込む
利用者数	353	419	495	495	484	520	524	524	605	715	825	825	
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H26.10.1現在未就学児童のうち肢体不自由児及び重症心身障害児数3人
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	81	104	124	124	135	139	139	139	139	144	164	184	意向調査及び発達支援システムの実施を考慮し、年間平均20人増を見込む
利用者数	917	1102	1364	1364	1461	1481	1481	1481	1584	1804	2024	2024	
障害者等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	//
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援【人分】	32	40	45	45						50	57	65	1人年間平均3回(計画作成1回、モニタリング2回)見込む
利用者数													

5 地域生活支援事業の見込み量とその考え方

地域生活支援事業の見込み量及びその考え方 その1

事業名	第2期計画		第3期計画			第4期計画			実施に関する考え方
	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H23~H25 (平均値)	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※ 実施の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	無 無	無 無	0.0 0.0	無 無	無 有	有 有	有 有	平成28年度から実施予定
(2) 自発的活動支援事業 ※ 実施の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	無 無	無 無	0.0 0.0	無 無	有 有	有 有	有 有	旧本人活動支援事業の内容見直しの上実施
(3) 相談支援事業				0.0					
① 障害者相談支援事業	実施見込箇所数			0.0					
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	無 有	無 有	0.0 0.0	有 有	有 有	有 有	有 有	平成26年4月から実施
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※ 実施の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	有 有	有 有	0.0 0.0	有 有	有 有	有 有	有 有	社会福祉協議会へ委託 相談件数を記載
③ 住宅入居等支援事業 ※ 実施の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	150 150	131 131	97 97	126.0 126.0	有 有	有 有	有 有	平成28年度から実施予定
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施見込箇所数 実利用見込者数	無 無	無 無	0.0 0.0	無 無	無 無	有 有	有 有	平成28年度から実施予定
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※ 実施の有無を記載	実施見込箇所数 実利用見込者数	無 無	無 無	0.0 0.0	無 無	無 無	有 有	有 有	平成28年度から実施予定
(6) 意識疎通支援事業									
① 手話通訳者・要約筆記派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載	実利用見込者数	194	169	169	177.3	170	180	180	社会福祉協議会へ委託 延べ派遣回数を記載
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載	実施見込箇所数	1	1	1	1.0	1	2	2	障がい福祉課内に非常勤を設置
(7) 日常生活用具給付等事業※ 給付等見込み件数を記載				0.0					
① 介護・訓練支援用具	実施見込箇所数 実利用見込者数	1 1	5 4	4 4	3.3 3.3	3 3	4 5	6 6	増減を繰り返しながら微増
② 自立生活支援用具	実施見込箇所数 実利用見込者数	14 14	12 13	13 13	13.0 13.0	13 13	14 15	16 16	〃
③ 在宅療養等支援用具	実施見込箇所数 実利用見込者数	9 9	12 11	11 11	10.7 10.7	11 11	12 13	14 14	〃
④ 情報・意思疎通支援用具	実施見込箇所数 実利用見込者数	2 2	9 11	11 11	7.3 7.3	7 7	8 9	10 10	〃
⑤ 排泄管理支援用具	実施見込箇所数 実利用見込者数	504 504	596 633	633 633	577.7 577.7	708 708	770 830	890 890	年平均60件増を見込む
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実施見込箇所数 実利用見込者数	0 0	1 1	1 1	0.7 0.7	1 1	1 1	1 1	横ばい

地域生活支援事業の見込み及びその考え方 その2

事業名	第2期計画		第3期計画				第4期計画			実施に関する考え方
	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H23~H25 (平均値)	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)		
(8) 手話養正員養成研修事業 ※ 実数成績見込み者数(登録見込み者数)	33	33	25	30.3	30	30	30	30	入門課程及び基礎課程の合計	
(9) 移動支援事業 ※ 「実利用者見込み者数」欄に、実利用者見込み者数、延べ利用者見込み者数 ※ 「実利用者見込み者数」欄に、実利用者見込み者数、延べ利用者見込み者数	78、4,522	53、2,881	67、3,311	0.0	80、4,320	90、4,860	100、5,400	110、5,940	1人平均54時間、毎年度10人増見込む	
(10) 地域活動支援センター ※ 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者かいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分	1	1	1	1.0	1	1	2	3	障書種別や多種多様なニーズに対応する必要がある為。	
(上記の他実施する事業)										
日常生活支援 福祉機器リサイクル事業	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1	社会福祉協議会へ委託 平成26年度から補助対象外事業の為、市単独事業
日常生活支援 日中一時支援事業	14	16	5	11.7	10	10	10	10	10	各年度5人増見込む
日常生活支援 巡回支援専門員整備事業	3	3	3	3.0	4	4	4	5	5	
日常生活支援 巡回支援専門員整備事業	25	20	9	18.0	15	20	25	30	30	
日常生活支援 巡回支援専門員整備事業	0	0	0	0.0	1	1	1	1	1	平成26年度から新規開始
日常生活支援 巡回支援専門員整備事業				0.0						
社会参加支援 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1	社会福祉協議会へ委託 利用者数は延べ人数 利用者は延べ人数 毎年度20人増見込む
社会参加支援 文化芸術活動振興事業	794	759	862	805.0	880	900	920	940	940	社会福祉協議会へ委託 利用者は延べ人数 利用者は延べ人数 毎年度15人増見込む
社会参加支援 文化芸術活動振興事業		214	230	148.0	245	260	275	290	290	社会福祉協議会へ委託 料理・書道・絵画・陶芸等各種教室。 利用者は延べ人数 毎年度15人増見込む
社会参加支援 点字・声の広報等発行事業	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1	社会福祉協議会へ委託 点字広報(広報いしがき・年12回発行、併ネットやいま・年11回発行)
社会参加支援 要約筆記奉仕員養成研修事業	1	1	1	0.0						
社会参加支援 要約筆記奉仕員養成研修事業	4	8	9	7.0	10	10	10	10	10	過去実績並みで見込む
社会参加支援 自動車運転免許取得・改造助成事業	0	1	0	0.3	1	2	2	2	2	運転免許取得、自動車改造それぞれ1件ずつ見込む
社会参加支援 本人活動支援事業	1	1	1	1.0	1					ホルトの会へ委託 平成27年度から自発的活動支援事業へ
就業・就労支援 要生訓継続給付事業	4	4	4	4.0	4	2	2	3	3	利用者は延べ人数
就業・就労支援 要生訓継続給付事業	215	284	290	263.0	288	156	156	300	300	
障書支援区分認定等事務	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1	
障書支援区分認定等事務				0.0						

しりょうへん
資料編



挿絵

第1回八重山地区障がい者美術展 展示作品

作者 (故) 仲宗根 朝子

1 第4次石垣市障がい者福祉計画・第4期石垣市障害福祉計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成26年7月16日	第1回調整会議
平成26年8月26日	第2回調整会議
平成26年9月19日	第3回調整会議
平成26年9月29日	第4回調整会議
平成26年9月30日	策定委員会委嘱状交付式・市長より諮問・第1回策定委員会
平成26年10月29日 ～11月30日	アンケート調査
平成26年11月14日	第5回調整会議
平成26年12月12日	第1回ヒアリング（相談支援事業所）
平成26年12月13日	第1回ワークショップ（八重山身体障害者福祉協会①）
	第2回ワークショップ（障がい者の親の会①）
平成26年12月19日	第2回ヒアリング（障がい児親の会等）
	第3回ワークショップ（知的・精神障がいの皆さん）
	第3回ヒアリング（福祉サービス提供事業所）
平成26年12月20日	第4回ワークショップ（障がい者の親の会②）
	第5回ワークショップ（八重山身体障害者福祉協会②）
	第6回ワークショップ（聴覚障がい者の皆さん）
平成26年12月24日	第2回策定委員会
平成27年1月16日	第4回ヒアリング（介助を要する子の親の会）
	第5回ヒアリング（難病を抱える方、支える方の皆さん）
平成27年2月8日	計画（素案）検討会議
平成27年2月12日 ～2月18日	計画（素案）関係各課等へ照会
平成27年2月12日	第6回調整会議
平成27年2月13日	第3回策定委員会
平成27年2月20日	第7回調整会議 第4回策定委員会
平成27年2月25日 ～3月24日	パブリックコメント実施
平成27年3月25日	計画（成案）検討会議
平成27年3月26日	市長へ答申
平成27年3月27日	庁議へ付議（『計画』決定）
平成27年3月17日 ～3月27日	愛称募集
平成27年3月30日	愛称選考委員会（『愛称』決定）

2 第4次石垣市障がい者福祉計画及び第4期石垣市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 9 月 2 日

平成 26 年石垣市告示第 176 号

(設置)

第 1 条 第 4 次石垣市障がい者福祉計画及び第 4 期石垣市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第 4 次石垣市障がい者福祉計画・第 4 期石垣市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する施策の意見集約及び調査研究、企画立案に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

2 任期中において、委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(支援者の同席)

第7条 委員長は、委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者が障がい者である場合に、当該委員及び出席者の障害特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第9条に規定する委員会の設置期間の満了の日限り、その効力を失う。

3 第4次石垣市障がい者福祉計画・第4期石垣市障害福祉計画策定委員会名簿

No.	氏名	所属（役職等）	備考
1	小倉 隆一	社会福祉士	
2	俵 崇記	精神科医師	
3	島袋 正都	八重山福祉保健所（福祉総括）	
4	長浜 末子	八重山福祉保健所（保健総括）	
5	波名城 安教	八重山特別支援学校（校長）	
6	比嘉 玉子	八重山身体障害者福祉協会（会長）	
7	大濱 守哲	八重山精神療養者家族会「やらぶの会」（代表）	
8	仲松 芳子	八重山地区手をつなぐ育成会（代表）	
9	長谷部 弘美	障がい児親の会（代表）	
10	伊良部 義一	石垣市社会福祉協議会（事務局長）	
11	東宇里 永清	石垣市民生委員児童委員協議会（会長）	委員長
12	津嘉山 航	沖縄県相談支援体制整備事業アドバイザー	副委員長
13	前津 榮要	社会福祉法人 若夏会（施設長）	
14	島袋 喜代美	社会福祉法人 わしの里（施設長）	
15	真鍋 幸子	社会福祉法人 綾羽会（施設長）	
16	宇根 眞利子	特定非営利活動法人 ちゅらネット（代表）	
17	矢崎 真一	合同会社 ファーストハンドコミュニケーション（代表）	
18	知念 修	福祉部長	
19	長嶺 康茂	市民保健部長	
20	成底 啓昌	教育部長	

4 第4次石垣市障がい者福祉計画・第4期石垣市障害福祉計画アンケート調査の概要

I アンケートの実施概要

1 調査の対象者

調査の対象は、本市に在住する65歳未満の障害者手帳所持者等の1,280人が調査対象となっています。

2 調査対象地域

石垣市全域

3 調査の期間

平成26年10月下旬～平成26年11月末日

4 調査票配布回収方法

対象者に対し、郵送による配布・回収を実施しました。調査票の回収に際しては、サービス提供事業者や各種関係団体等への協力依頼及び調査対象者へ直接電話による調査票の返信勧奨を行いました。

5 調査票の回収状況

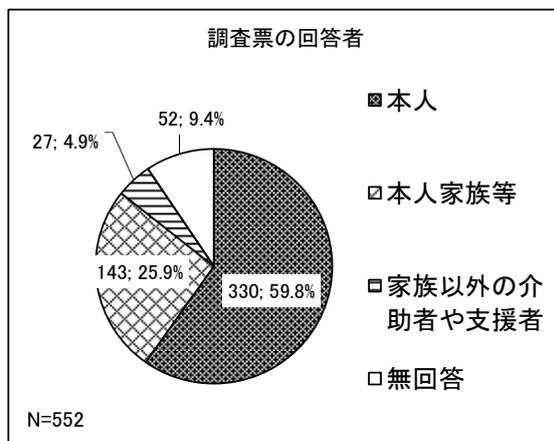
	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	1,280	565	552	43.1%

Ⅱ 調査結果の概要

(1) 調査票回答者

アンケートの記入者は、「本人」が59.8%で最も高くなっています。

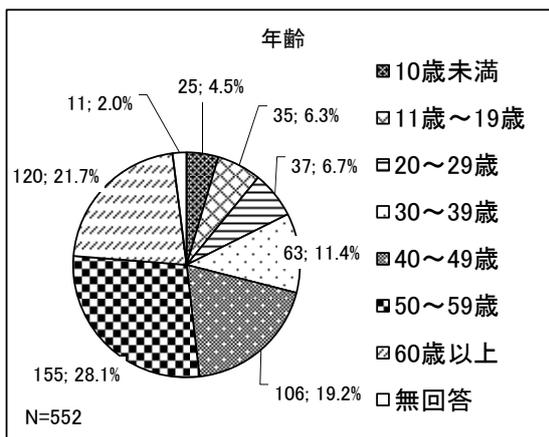
次いで「本人・家族等」の25.9%、「家族以外の介助者や支援者」の4.9%となっております。



(2) 年齢（平成26年10月1日）現在

調査対象者の年齢層は、「50～59歳」が28.1%で最も高くなっています。

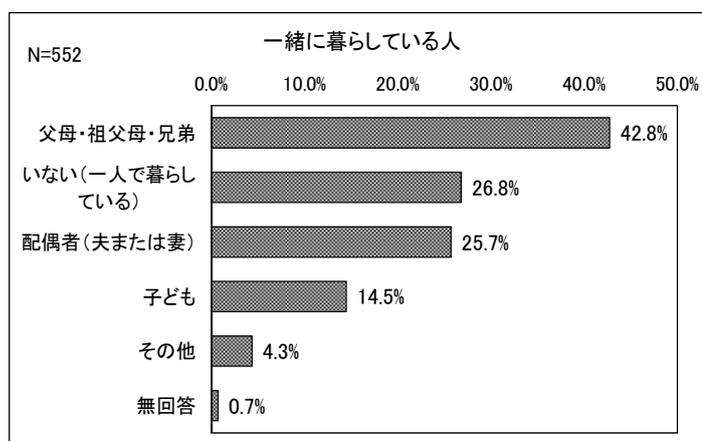
次いで「60歳以上」の21.7%、「40～49歳」の19.2%、「30～39歳」の11.4%、「20～29歳」の6.7%等と続いています。



(3) 同居家族

一緒に暮らしている同居家族は「父母・祖父母・兄弟」が42.8%で第1位となっています。

第2位は「いない（一人で暮らしている）」の26.8%、第3位は「配偶者（夫または妻）」の25.7%、第4位は「子ども」の14.5%、第5位は「その他」の4.3%となっております。



(4) 身体障害者手帳の状況

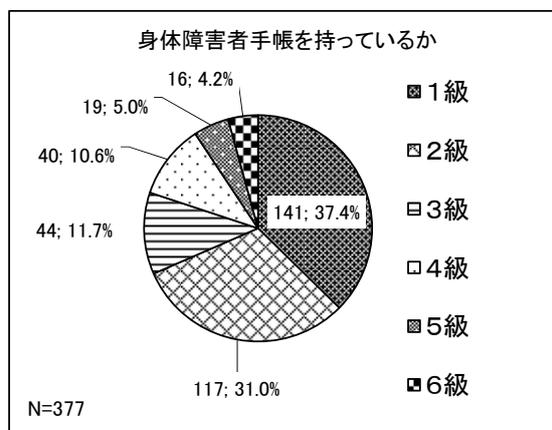
①手帳の所持及び等級

障害者手帳の所持者数は、377人となっています。

記載されている等級は「1級」が37.4%で最も高くなっています。

次いで「2級」の31.0%となっており、重度の等級である「1級」、「2級」の合計割合は68.4%となっています。

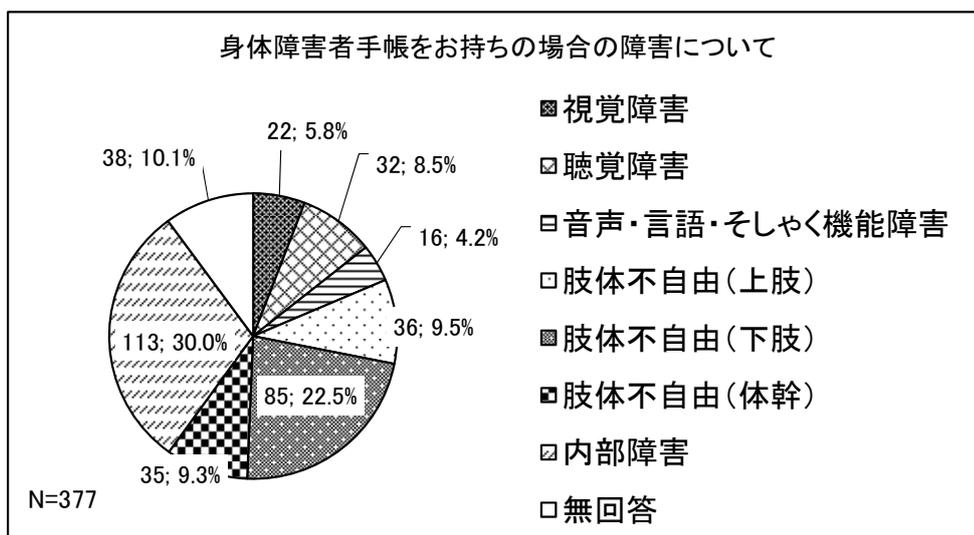
以下、「3級」の11.7%、「4級」の10.6%、「5級」の5.0%、「6級」の4.2%となっています。



②おもな障害の種類（限定質問）

障害者手帳に記載されている、おもな障害の種類は、「内部障害」が30.0%で最も高くなっています。

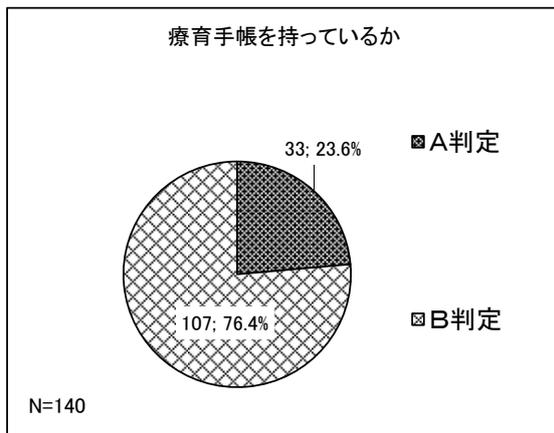
次いで「肢体不自由（下肢）」の22.5%、「肢体不自由（上肢）」の9.5%、「肢体不自由（体幹）」の9.3%、「聴覚障害」の8.5%、「視覚障害」の5.8%、「音声・言語・そしゃく機能障害」の4.2%となっています。



(5) 療育手帳所持及び判定

療育手帳の所持者は 140 人となっています。

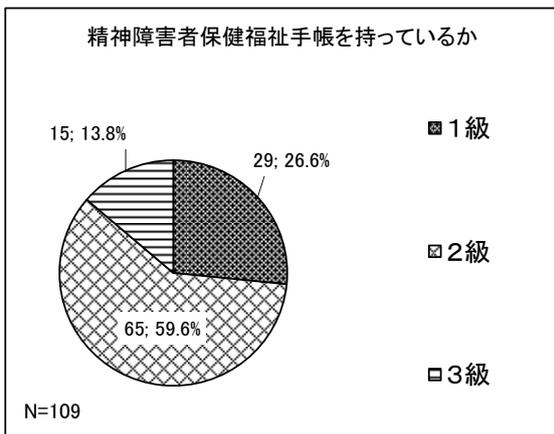
記載されている等級は「B判定」の 76.4%、「A判定」の 23.6%となっています。



(6) 精神障害者保健福祉手帳所持及び等級

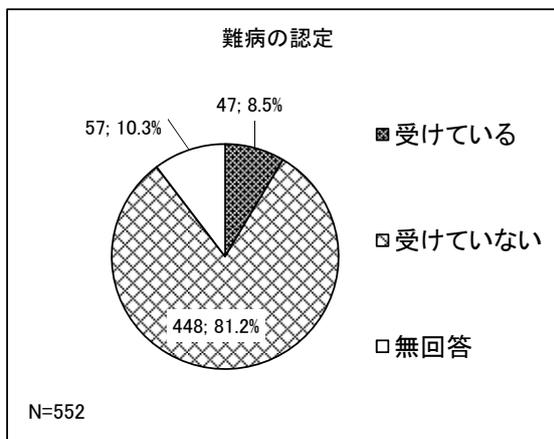
精神障害者福祉手帳所持者数は 109 人となっています。

記載されている等級は「2級」の 59.6%、「1級」の 26.6%、「3級」の 13.8%となっています。



(7) 難病（特定疾患）認定

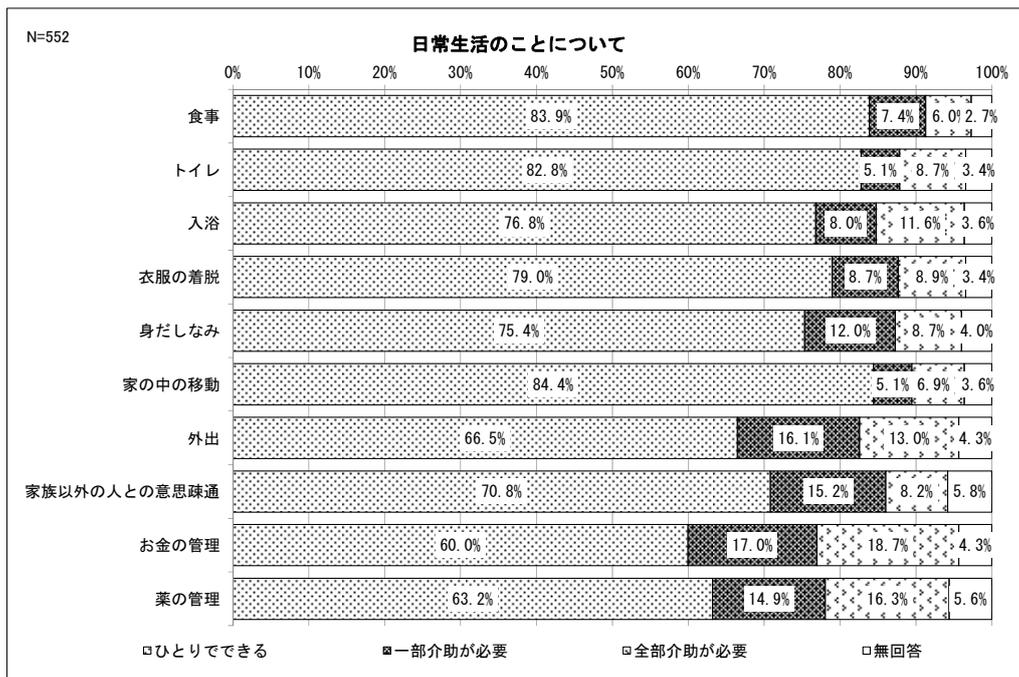
難病（特定疾患）の認定は「受けていない」が 81.2%、「受けている」が 8.5%となっています。



(8) 日常生活で介助が必要なこと

日常生活で介助が必要かについては、「ひとりでできる」割合が最も高い動作は「家の中の移動」で84.4%となっています。

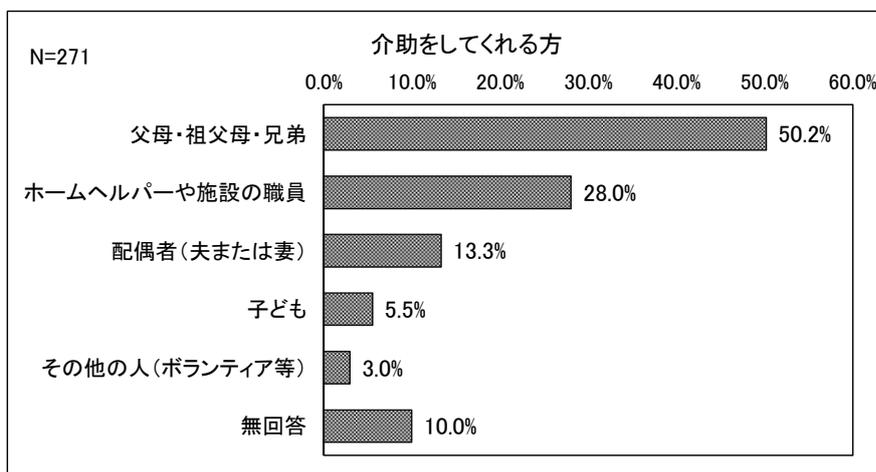
次いで「食事」83.9%、「トイレ」82.8%、「衣服の着脱」79.0%、「入浴」76.8%等と続いています。一方、「一部介助が必要」、「全部介助が必要」の割合が高い動作、項目は、「お金の管理」で35.7%となっています。次いで「薬の管理」の31.2%、「外出」の29.2%、「家族以外の人との意志疎通」23.4%、「身だしなみ」の20.7%等と続いています。



(9) 主に介助をしている方 (限定質問)

主に介助をしている方割合の第1位は「父母・祖父母・兄弟」の50.2%となっています。

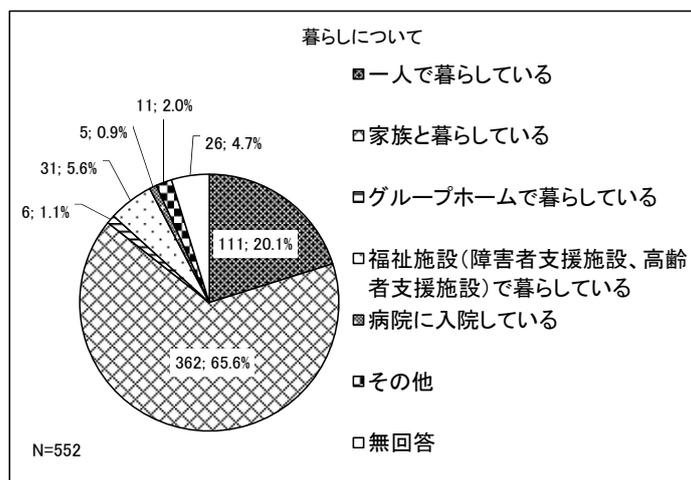
第2位は「ホームヘルパーや施設の職員」の28.0%、第3位は「配偶者(夫または妻)」の13.3%、第4位は「子ども」の5.5%、第5位は「その他の人(ボランティア等)」の3.0%となっています。



(10) 暮らしについて

暮らしについては、「家族と暮らしている」が65.6%で最も高くなっています。

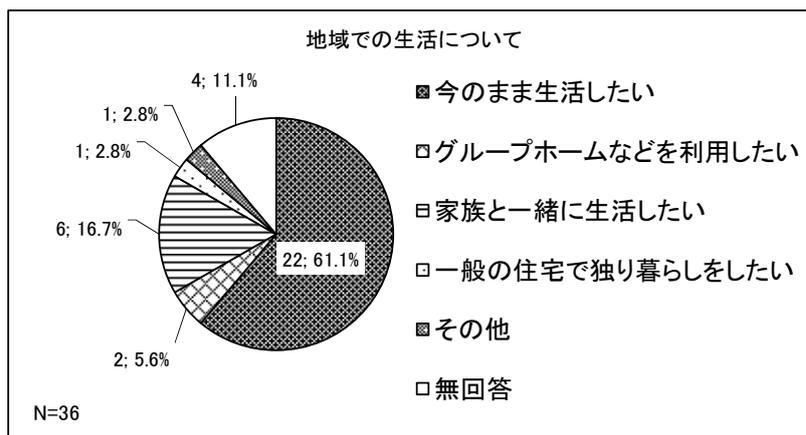
次いで「一人で暮らしている」の20.1%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」の5.6%、「その他」の2.0%、「グループホームで暮らしている」の1.1%となっています。



(11) 生活について（限定質問）

生活については、「今のまま生活したい」が61.1%で最も高くなっています。

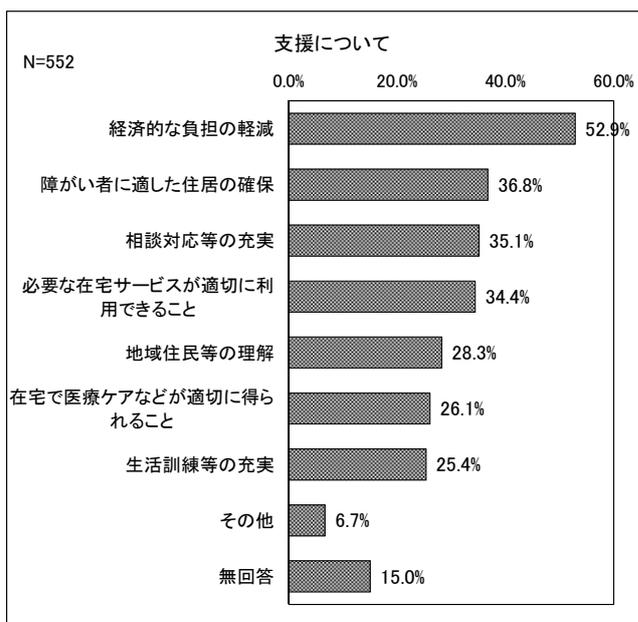
次いで、「家族と一緒に生活したい」の16.7%、「グループホームなどを利用したい」の5.6%、「一般の住宅で独り暮らしをしたい」及び「その他」が同率の2.8%となっています。



(12) 生活するために必要な支援

生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が 52.9%で最も高くなっています。

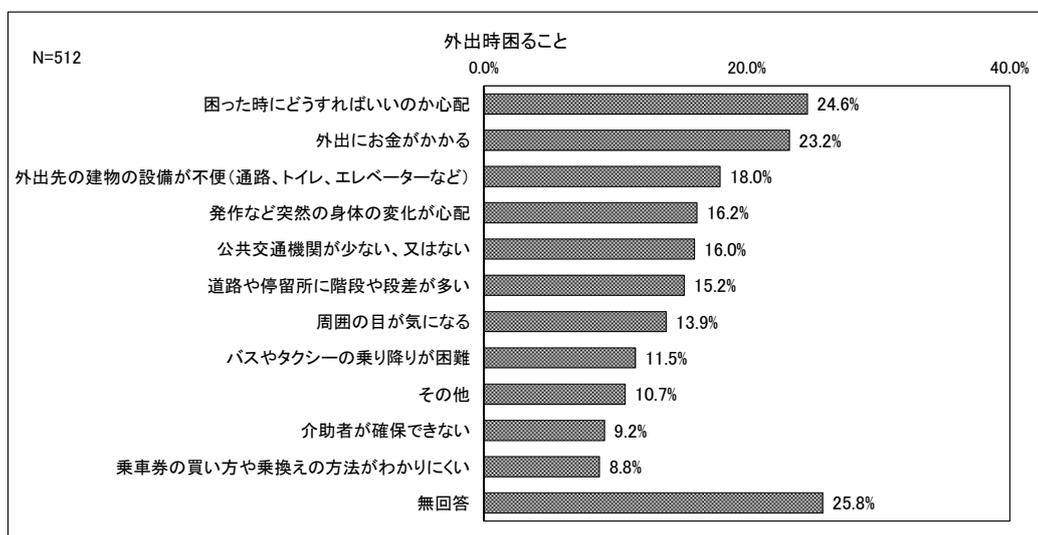
次いで「障がい者に適した住居の確保」の 36.8%、「相談対応等の充実」の 35.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の 34.4%、「地域住民等の理解」の 28.3%等と続いています。



(13) 外出の時困ること（限定質問）

外出の時に困ることの第 1 位は、「困った時にどうすればいいのか心配」で 24.6%となっています。

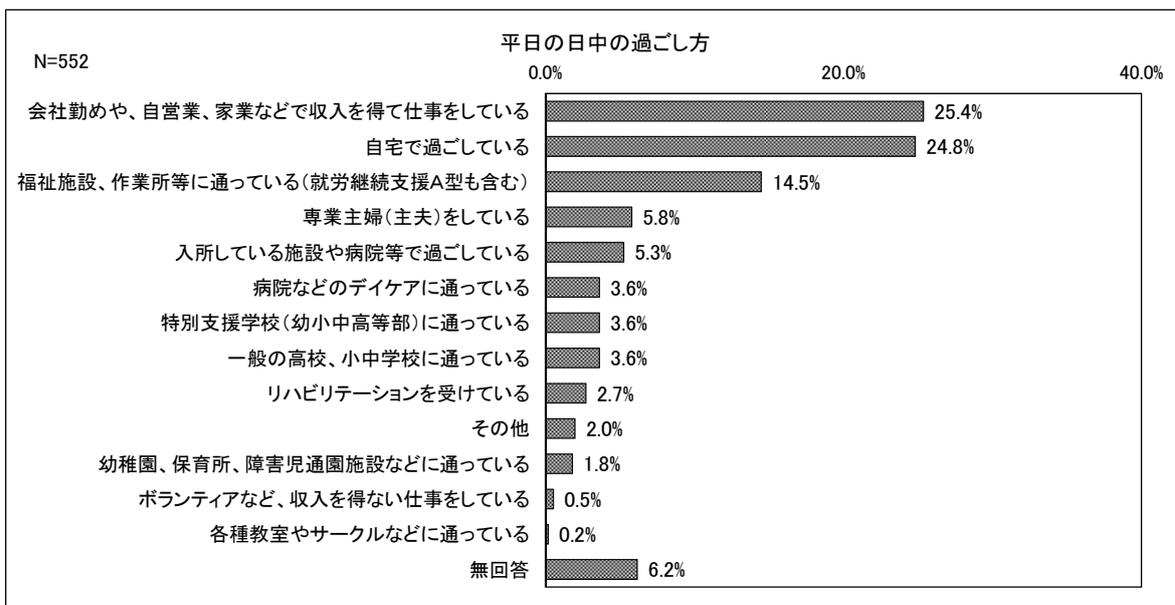
第 2 位は「外出にお金がかかる」の 23.2%、第 3 位は「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」の 18.0%、第 4 位は「発作など突然の身体の変化が心配」の 16.2%、第 5 位は「公共交通機関が少ない、又はない」の 16.0%等と続いています。



(14) 平日の過ごし方

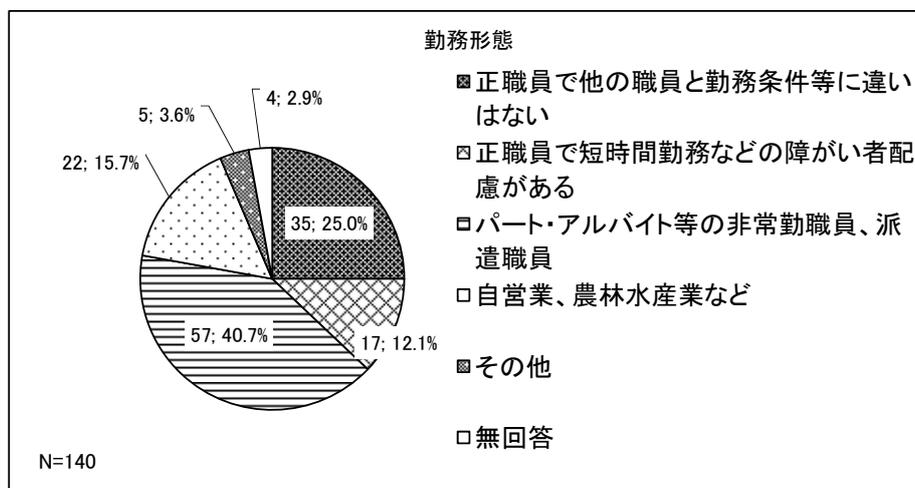
平日の過ごし方の第1位は、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」で25.4%となっています。

第2位は「自宅で過ごしている」の24.8%、第3位は「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」の14.5%、第4位は「専業主婦（主夫）をしている」の5.8%、第5位は「入所している施設や病院等で過ごしている」の5.3%等と続いています。



(15) 勤務形態について（限定質問）

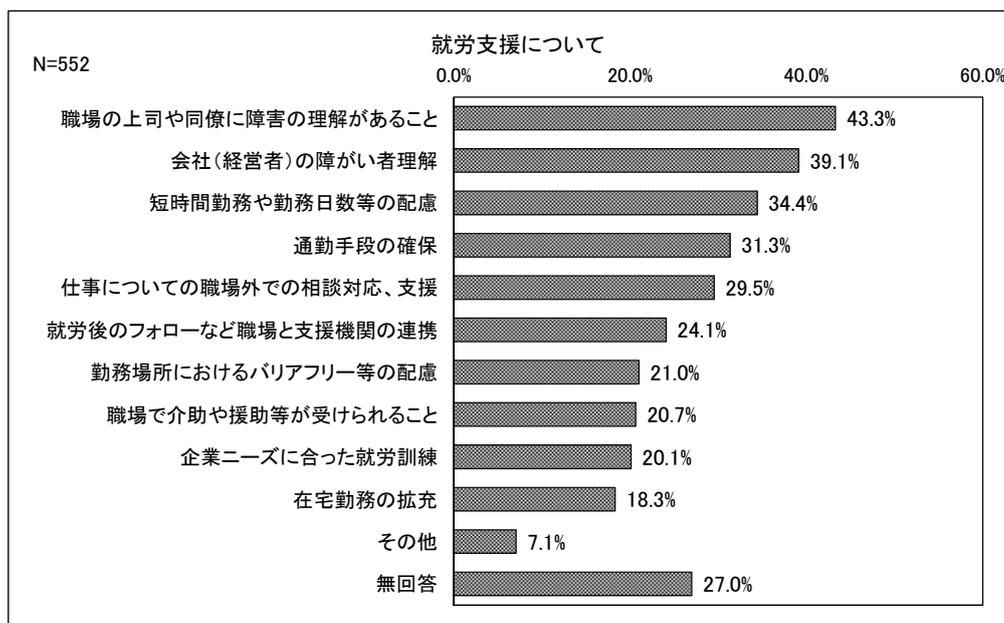
勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.7%で最も高くなっています。次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の25.0%、「自営業、農林水産業など」の15.7%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」の12.1%、「その他」の3.6%となっています。



(16) 就労支援について（限定質問）

平日の過ごし方の第1位は、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」で43.3%なっています。

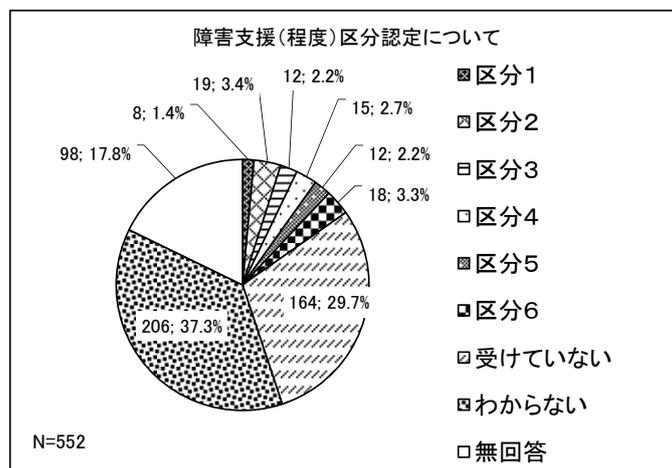
第2位は「会社（経営者）の障がい者理解」の39.1%、第3位は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の34.4%、第4位は「通勤手段の確保」の31.3%、第5位は「仕事についての職場外での相談対応、支援」の29.5%等と続いています。



(17) 障害支援（程度）区分

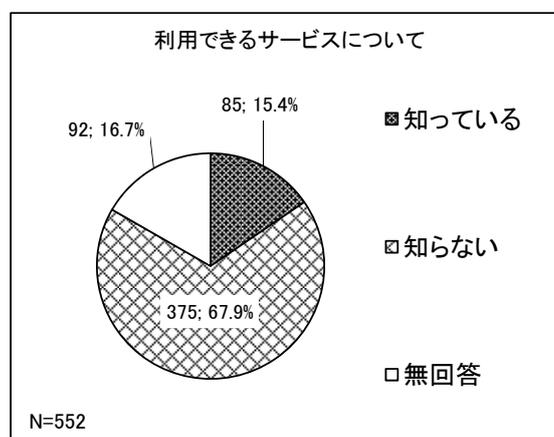
障害支援（程度）区分については、「わからない」が37.3%で最も高くなっています。

次いで「受けていない」の29.7%、「区分2」の3.4%、「区分6」の3.3%、「区分4」の2.7%、「区分3」及び「区分5」が同率の2.2%、「区分1」1.4%となっています。



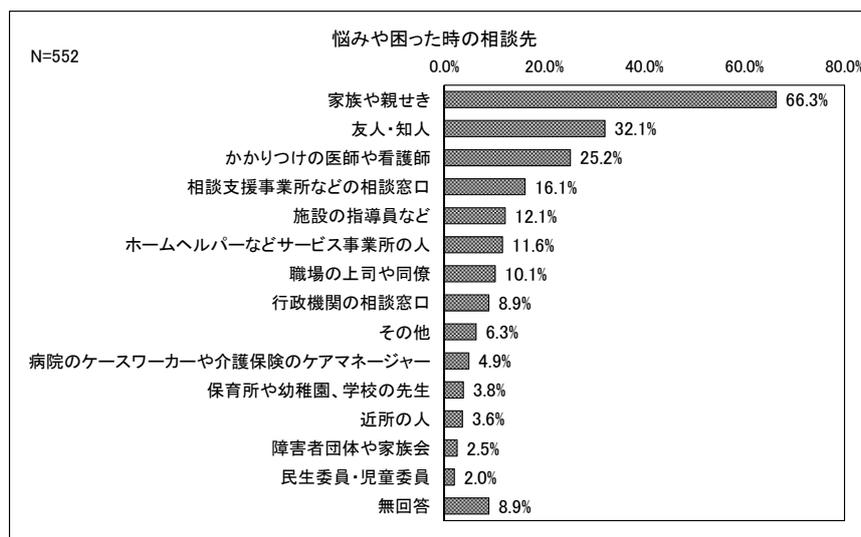
(18) 利用できるサービス

利用できるサービスは、「知らない」が67.9%、「知っている」の15.4%となっています。



(19) 悩みや困った時の相談先

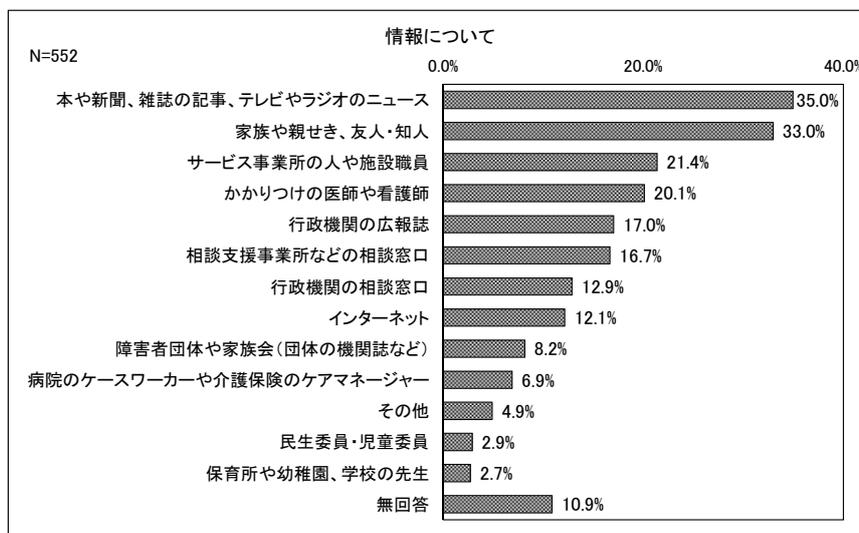
悩みや困った時の相談先の第1位は「家族や親せき」で66.3%となっています。第2位は「友人・知人」の32.1%、第3位は「かかりつけの医師や看護師」の25.2%、第4位は「相談支援事業所などの相談窓口」の16.1%、第5位は「施設の指導員など」の12.1%等と続いています。



(20) 福祉サービスに関する情報の入手先

悩みや困った時の相談先の第1位は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」で35.0%となっています。

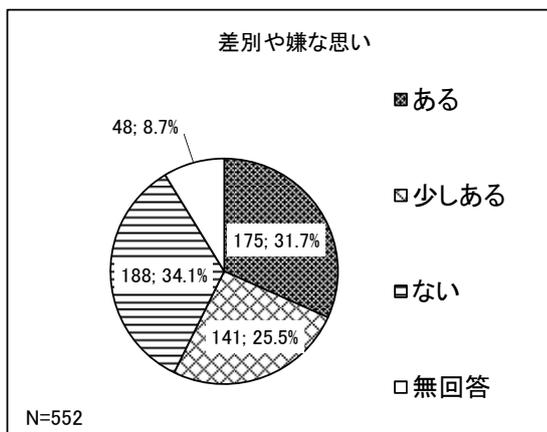
第2位は「家族や親せき、友人・知人」の33.0%、第3位は「サービス事業所の人や施設職員」の21.4%、第4位は「かかりつけの医師や看護師」の20.1%、第5位は「行政機関の広報誌」の17.0%等と続いています。



(21) 差別や嫌な思い

差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ない」が34.1%で最も高くなっています。

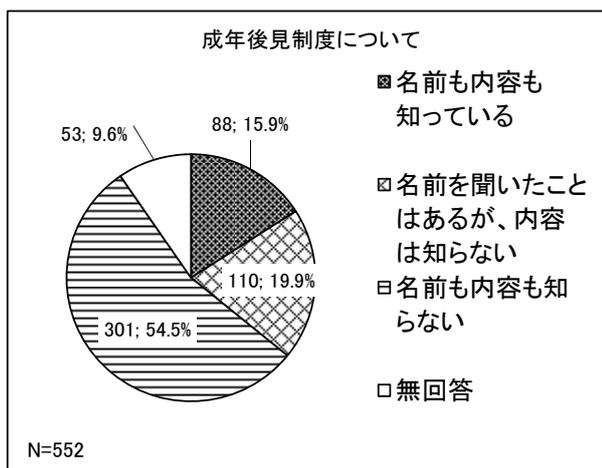
次いで「ある」の31.7%、「少しある」の25.5%となっており、「ある」の合計割合は57.2%と全体の約6割を占める状況となっています。



(22) 成年後見制度について

成年後見人制度については、「名前も内容も知らない」が54.5%で最も高くなっています。

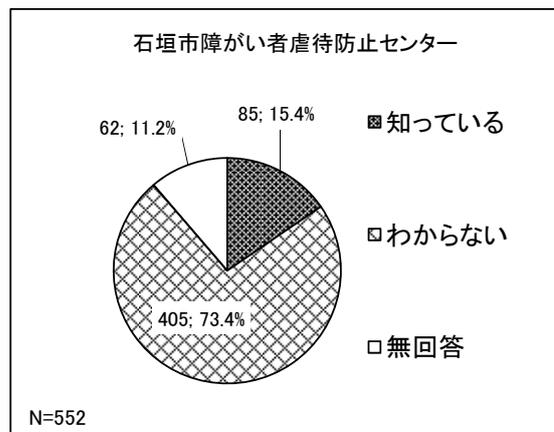
次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」の19.9%、「名前も内容も知っている」の15.9%となっており、「名前も内容も知らない」の割合は最も高くなっています。



(23) 知っている内容について

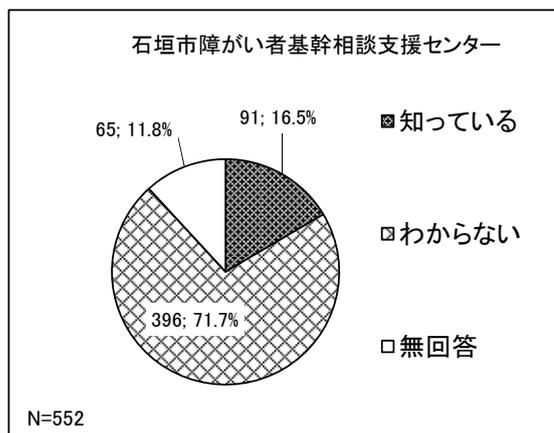
①石垣市障がい者虐待防止センター

石垣市障がい者虐待防止センターについては、「わからない」が73.4%、「知っている」が15.4%となっています。



②石垣市障がい者基幹相談支援センター

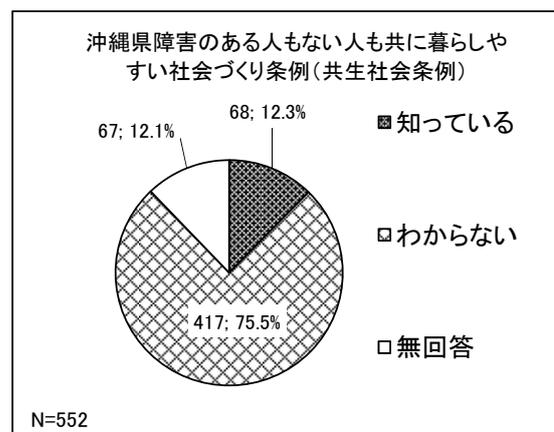
石垣市障がい者基幹相談支援センターについては、「わからない」が71.4%、「知っている」が16.5%となっています。



③沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

(共生社会条例)

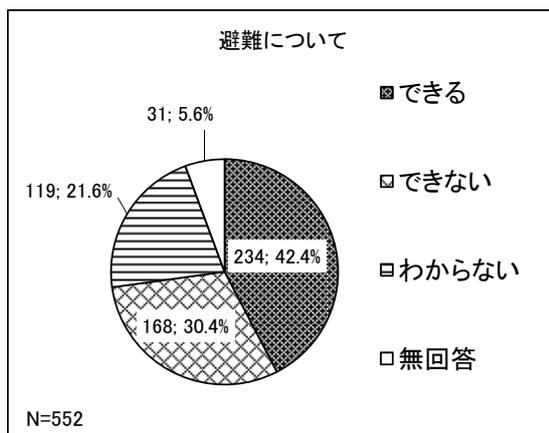
沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について知っていますかについては、「わからない」が75.5%、「知っている」が12.3%となっています。



(24) 災害時の避難

火事や地震等の災害時に一人で避難できますかについては、「できる」が42.4%で最も多くなっています。

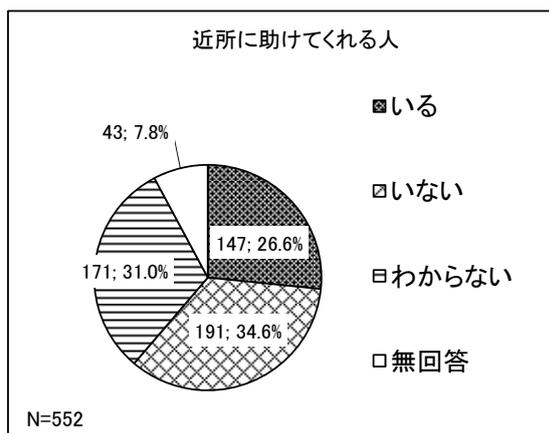
次いで「できない」の30.4%、「わからない」の21.6%となっています。



(25) 助けてくれる人について

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますかについては、「いない」が34.6%で最も多くなっています。

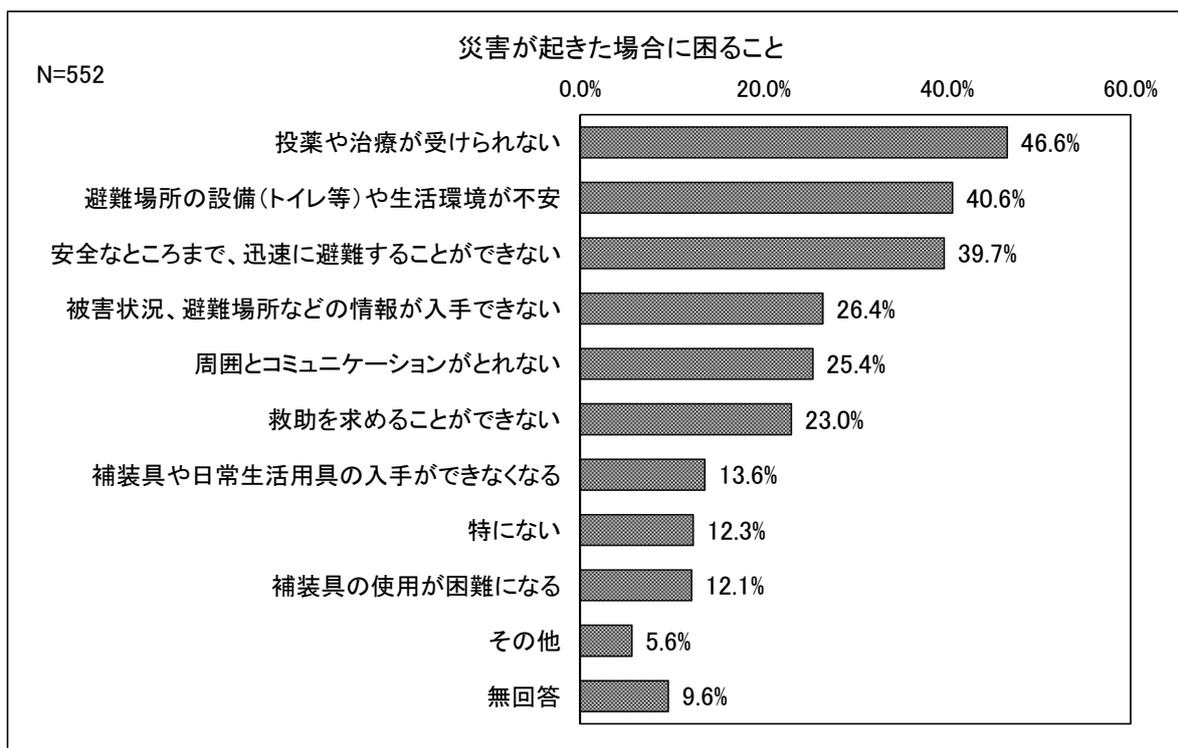
次いで「わからない」の31.0%、「いる」が26.6%となっています。



(26) 災害が起きた時に困ること

火事や地震等の災害が起きた場合に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が46.6%で第1位となっています。

第2位は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」で40.6%、第3位は「安全なところまで、迅速に避難することができない」の39.7%、第4位は「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」の26.4%、第5位は「周囲とコミュニケーションがとれない」の25.4%等と続いています。

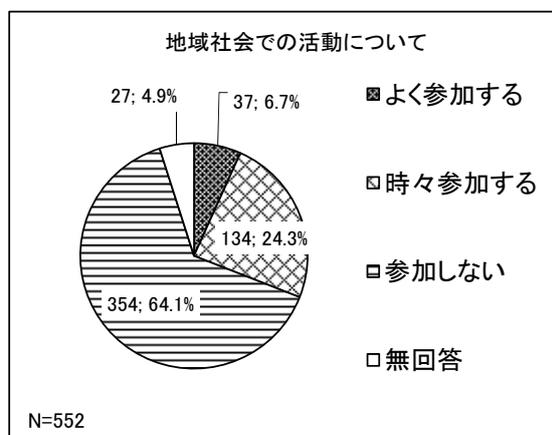


(27) 地域社会での活動

地域での活動に参加していますかについては、「参加しない」が64.1%で最も多くなっています。

次いで「時々参加する」の24.3%、「よく参加する」の6.7%となっています。

頻度に関わらず「参加する」の割合は31.0%となっています。

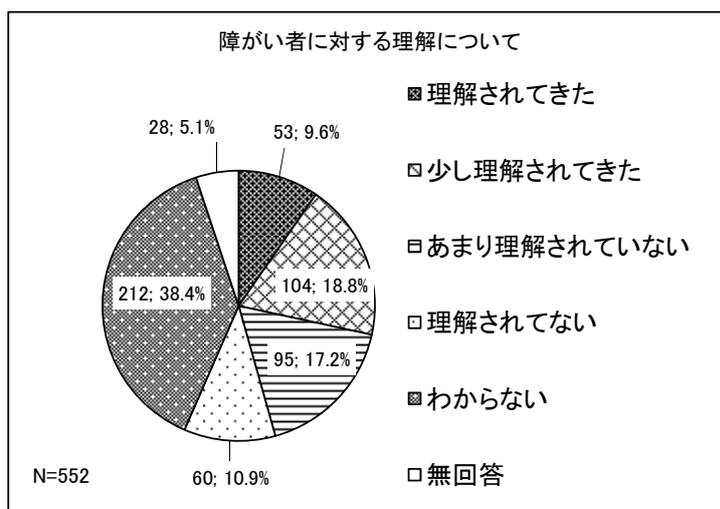


(28) 障がい者に対する理解

地域や住民の障がい者に対する理解は深まってきたと思いますかについては、「わからない」が38.4%で最も多くなっています。

次いで「少し理解されてきた」の18.8%、「あまり理解されていない」の17.2%、「理解されていない」の10.9%、「理解されてきた」の9.6%となっています。

理解の状況に関わらず、「理解されてきた」とする割合は28.4%、「理解されていない」とする割合が28.1%となっています。



5 「第4次石垣市障がい者福祉計画・第4期石垣市障害福祉計画」策定にかかわるワークショップの概要

障がいのある方や、身体・知的障がい者の親の会の皆さまに、石垣市の障がい者の福祉について、問題点・課題等、そして、それを解決するためのアイデア等を出し合っています。詳細については、第4次石垣市障がい者福祉計画【市民の声】に抜粋して載せてあります。

下表は、その概要であります。 場所/石垣市健康福祉センター内

対象者(略称)	日時	主な内容
八身協 (聴障者を除く)	H26.12.13(土) 10:00~12:00	<p>*障がいに対する理解がまだまだである。</p> <p>心に寄り添った対応をしてほしい。教育をしてほしい。</p> <p>*まちのバリアフリー化を。 道路や公園の環境整備、道路利用者のマナー等も悪い。 など</p>
	H26.12.20(土) 17:30~19:00	<p>*交通機関(運転手)等における問題・課題。 福祉教育の実施、障がいに対する啓発活動に力を入れよう。</p> <p>*福祉サービスのありかた。 情報発信不足を感じる。ヘルパーのサービスの制約緩和はできないか。 など</p>
知的・精神の皆さん	H26.12.19(金) 13:30~15:00	<p>*住まい確保や、病気のことで不安がある。 安心して暮らせる環境や、安心して治療が受けられる制度の充実を求む。</p> <p>*仕事や娯楽等について 障がいを隠さずやりたい仕事ができたらいい。楽しく過ごせる場がほしい。 など</p>
聴覚障がい者	H26.12.20(土) 19:15~21:15	<p>*コミュニケーションで困ること。 各機関等で手話ができる人や、聴障者へ配慮した工夫がほしい。日常生活用具を充実させたい。</p> <p>*暮らしの中で不安なこと。 地域で安心して暮らせる環境づくりや安心して老後の生活が出来る体制の構築を求む。 など</p>
障がい者の親の会	H26.12.13(土) 14:00~16:00 H26.12.20(土) 15:00~17:00	<p>*支援の受け方がわからない。 情報を入手できるシステムを望む。相談員にたどり着ける案内がほしい。</p> <p>*諸施策の問題・課題等。 保護者の高齢化に伴いこれからの生活に不安、親亡きあとの心配等解消に向けた対策を。 など</p>

6 「第4次石垣市障がい者福祉計画・第4期石垣市障害福祉計画」策定にかかわるヒアリングの概要

相談事業所、福祉サービス事業所や親の会、難病患者の皆さま等へ、石垣市の障がい者福祉についてのヒアリングをさせていただきます。

貴重なご意見、ご提言をたくさん頂戴しました。

下表は、その概要であります。詳細については、第4次石垣市障がい者福祉計画【市民の声】に抜粋して載せてあります。

場所/石垣市健康福祉センター内

対象者 (略称)	日時	主な内容
相談支援事業所	H26.12.12(木) 10:00~12:00	<p>*マンパワー不足の状態である。</p> <p>一人で40~60人…新規をお断りせざるを得ない状況。事業所運営（人件費）に影響もしている。</p> <p>*地域でのネットワークも必要。</p> <p>個人情報取り扱いや家族との関わりが課題。関係機関との連携が必要。 など</p>
障がい児親の会等の皆さん	H26.12.19(金) 10:00~12:00	<p>*教育・保育現場では、個々に合った支援を。</p> <p>先生、支援員が個々の障がいを理解し、早期の支援に取り組める体制を整えてほしい。</p> <p>*早期発見から支援の在り方へ望むこと。</p> <p>適時に適切な検査→早期の支援決定と支援開始→途切れない支援⇒教育と就労の選択を平等に受けたい。 など</p>
福祉サービス提供事業所	H26.12.19(金) 15:00~17:00	<p>*国の方針と実態・ニーズのずれ等による諸施策の課題。</p> <p>入所施設の必要性、マンパワー不足、就労支援と就労移行の今後、防災対策や地域とのネットワークづくり等。</p> <p>*サービスを受けやすい環境づくりを。</p> <p>名称“障がい”を使わない工夫や、入りやすい入口（窓口）の設置等で、早期の支援開始とつながりが必要。 など</p>
介助を要する子の親の会の皆さん	H27.1.16(金) 13:30~15:30	<p>*通学路や学校施設、公共施設等の課題。</p> <p>通学路及び校舎施設、空港等のバリアフリー化、修学旅行の支援の在り方や支援員の体制等について。</p> <p>*諸施策や事業実施について。</p> <p>医療体制の充実、イベント会場での配慮や役所の手続きの簡素化等。 など</p>
難病を抱える方支える方の皆さん	H27.1.16(金) 16:00~18:00	<p>*支え合える体制づくりが必要。</p> <p>発病して抱える不安は大きい。情報交換できる機会を、早期に欲しい。会の紹介ができる仕組みづくりが必要。</p> <p>*情報入手が困難。</p> <p>サービスのメニューや窓口がわからない。情報提供のバリアフリー化も行政が率先して行ってほしい。 など</p>

7 ようご かいせつ 用語の解説

【あ行】

あす べる が、ーしやうこうぐん
□アスペルガー症候群

じへいしやう ちてきしやうがい ともな ひかくてきりやうこう げんごてきこみゆにけーしよん
自閉症のうち、知的障害を伴わず、比較的良好な言語的コミュニケーションがとれます。

えぬびーおー
□NPO

せいしき ひえいりそしき せま はんい しみんかつどうだんたい さ
正式には「非営利組織」といい、狭い範囲では市民活動団体を指すこともあり
ます。医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・
交流、人権・平和、教育等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない組織で
す。

えるでいー
□LD

はったつしやうがい えるでいー ちてきはったつ おく き はな よ か けいさん
発達障害〔LD〕の知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算
する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す
はったつしやうがい
発達障害のことです。

えーでいーえいちでいー
□ADHD

ちゆういけっかんだとうせいしやうがい ちゆういりよく しやうどうせい たどうせい じぶん こんとろ
注意欠陥多動性障害のことです。注意力・衝動性・多動性を自分でコントロ
ールできない脳神経学的な疾患と言われています。

【か行】

けんりやうご
□権利擁護

じこ けんり えんじよ にーず ひやうめい こんなん しやう しやとう か わ っ て
自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、
えんじよしや だいら のうしんけいがくてき しっかん い
援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

こうきのうじへいしやう
□高機能自閉症

ちてきしやうがい ともな じへいしやう はったつしやうがい ひと
知的障害を伴わない自閉症のことをいいます。発達障害の一つであり、
ちのうしすう たかい たにん しやがいてきかんけい けいせい こんなん ことば はったつ おく きやうみ
知能指数が高いが、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味
かんしん せま とくてい じへいしやう とくちやう も
や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持ちます。

【さ行】

さいがいじしやうえんごしや
□災害時要援護者

こうれいしや しやう しや にゅうようじ にんぶ しやうびやうしや にほんご ふじゆう がいこくじん
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人とい
さいがいじ じりき ひなん こんなん ひと
った災害時に自力で避難することが困難な人のことです。

□社会資源

福祉ニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称として用います。

□社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

□社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術をもって、身体上、または精神上的障害があったり、もしくは環境上の理由により、日常生活を営むのに支障があったりする人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行います。また、医療関係者をはじめとした福祉サービス関係者等と連携し、これらとの連絡・調整、援助を行うソーシャルワーカーです。

□障害支援(程度)区分認定

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

□障害者週間

障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

□自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同により設置されるものです。

□成年後見制度

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度です。

□相談支援員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者を行います。

【た行】

□地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つです。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。

□特別支援教育支援員

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

【な行】

□ノーマライゼーション

「社会的に不利を負うと考えられる人が、あるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにする」ことをめざす考え方です。

【は行】

□バリアフリー

もともとは障がいのある人が生活していくうえで、妨げとなる段差等の物理的な障壁(バリア)をなくすことを意味しています。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられています。

□PDCAサイクル

計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行う事で、継続的にプロセスを改善していく手法です。

【や行】

□ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすることです。

【わ行】

□ワークショップ

参加者が、ある目的に対し、相互の意見を取り入れながら課題の明確化や解決方法策の提示などを具体化しようとする取り組みのことです。

ていだフラン

第4次石垣市障がい者福祉計画及び第4期石垣市障害福祉計画

【編集・発行】

石垣市役所 福祉部（福祉事務所） 障がい福祉課

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

TEL (0980) 82 - 9947

FAX (0980) 82 - 1580